

議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年 6 月16日 (火曜日) 午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成26年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第 3 号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 専第 4 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 専第 5 号 平成26年度東白川村一般会計補正予算 (第10号)
- 専第 6 号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 7 号)
- 専第 7 号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 6 号)
- 専第 8 号 平成27年度東白川村一般会計補正予算 (第 1 号)
- 専第 9 号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 専第10号 平成27年度東白川村一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第43号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第 9 議案第44号 東白川村道の路線認定について
- 日程第10 議案第45号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第47号 東白川村家畜診療所設置条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第48号 平成27年度東白川村一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第14 議案第49号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第15 議案第50号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第16 議案第51号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第17 議案第52号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第18 議案第53号 財産の取得について
- 日程第19 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員 (7 名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 今 井 美 和 | 2 番 | 今 井 美 道 |
| 3 番 | 桂 川 一 喜 | 4 番 | 樋 口 春 市 |
| 5 番 | 服 田 順 次 | 6 番 | 今 井 保 都 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	松 岡 安 幸	総 務 課 長	安 江 宏
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	今 井 義 尚
産 業 振 興 課 長	樋 口 章 久	建 設 環 境 課 長	小 池 毅
教 育 課 長	伊 藤 保 夫	診 療 所 事 務 局 長	安 江 良 浩
監 査 委 員	安 江 弘 企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 次 長	安 江 由 次
------------------	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成27年第2回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの4日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成27年6月16日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成27年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成27年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金・預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成27年3月25日、平成27年4月24日及び5月21日。

3. 検査の結果 平成27年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成26年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成26年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

そうしましたら、出納検査資料の次の資料をごらんいただきたいと思います。

平成27年6月16日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長。

平成26年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成26年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月補正の補正予算の中で繰越明許費の議決をいただいているところですが、今回、自治法の規定にのっとりまして、改めて財源を含めて報告させていただくものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料でございます。

平成26年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計のみでございます。

表の構成ですが、款、項、事業名、金額、金額につきましては事業費を出しております。説明のほうは、金額は省略させていただきます。翌年度繰越額と、繰越額の財源の内訳でございます。

3款2項総務管理費、【消費喚起】地域産業活性化対策事業、商品券の事業でございます。翌年度繰越額が700万円で、財源でございますが、未収入特定財源、国庫支出金が687万5,000円でございます。残りが一般財源の12万5,000円です。

【先行型】地方版総合戦略策定事業、繰越額が582万円でございます。未収入特定財源、国庫支

出金が582万円でございます。

【先行型】耕作放棄地対策事業、繰越額が308万4,000円でございます。未収入特定財源の国庫支出金が240万9,000円と一般財源が67万5,000円でございます。

【先行型】茶業振興対策事業、繰越額が204万3,000円で、未収入特定財源、国庫支出金が204万3,000円でございます。

【先行型】フォレストスタイル事業、繰越額が1,770万1,000円で、未収入特定財源の国庫支出金が1,188万3,000円でございます。その他の財源としまして320万円が使用料と広告料が含まれてございます。残りが一般財源で261万8,000円でございます。

【先行型】アンテナショップ事業、繰越額が101万6,000円でございます。未収入特定財源の国庫支出金が101万6,000円でございます。

以上までが地域創生関係の事業でございます。

裏面へ行っていただきまして、3款1項社会福祉費、事業名が高齢者交流サロン整備事業、設計事業分でございます。繰越額は455万8,000円でございます。財源のほうで、未収入特定財源としまして村債が450万と一般財源が5万8,000円でございます。

7款1項商工費でございます。こもればの里総合管理事業でパターゴルフ場の撤去等の事業でございます。もう既に完成をしております。翌年度繰越額が178万3,000円でございます。一般財源で178万3,000円でございます。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業でございますが、修繕、その後工事ということでもろもろの修繕工事でございます。翌年度繰越額が237万円でございます。財源のほうは、一般財源で237万円でございます。

8款4項河川費、河川砂防事業で事業は大沢谷等の排水路や奥屋敷谷の排水工事等でございます。翌年度繰越額が71万円でございます。一般財源で71万円でございます。

11款2項の公共土木施設災害復旧費でございます。河川災害復旧事業（3月13日豪雨災害）でございます。翌年度繰越額が181万1,000円でございます。未収入特定財源として村債が150万、一般財源が31万1,000円でございます。

合計でございますが、翌年度繰越額が4,789万6,000円でございます。未収入特定財源、国庫支出金が3,004万6,000円と村債で600万、その他で320万、一般財源が865万円であります。平成27年6月16日提出、東白川村長。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成26年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を御説明申し上げます。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

1 番、東京東白川クラブ総会、村人会との親交に資する。東京都、平成27年6月21日、桂川一喜議員。

2. 加茂郡消防操法大会、消防団の活性化に資する。八百津町、平成27年6月28日、今井美和議員、桂川一喜議員、樋口春市議員、今井保都議員、安江祐策。

3. 少年の主張大会&ふれあいコンサート、教育振興に資する。はなのき会館、平成27年7月8日、議員全員。

4. 可茂町村議会議員研修会、可茂町村議会議員の研さんと交流により相互の理解を深める。坂祝町メルヴェイユ平安殿、平成27年7月22日、議員全員。

5. 東白川夏祭り、地域の活性化に資する。中川原水辺公園、平成27年8月14日、議員全員。

下段におきましては、既に議長決裁により議員を派遣したものですので読み上げません。目を通していただきたいと思えます。

以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、人口問題について質問をさせていただきます。

本村でも少子・高齢化が進む一方で、人口問題にはこれと違って解決できる即効策もなく、妙薬もないことから、これまで余り触れられてこなかった問題であり、本村に限らず全国的な問題の一つであります。ほかの地域の問題はともかくといたしまして、我々の村においては、第5次総合計画の村の将来像として掲げられている「人がかがやく、地域力のあるむら」を目指すためにも大変深刻な問題であると思います。

現状としましては、現在進めている新規就農者への支援の充実を図り、定住者に向けた住宅の支援を積極的に進めていくことが大切であると思います。そのためには、もう少し積極的に優良な空き家の利用も含め研究をしていただくとともに、早急な定住促進住宅の整備を進めていくことが必要であるのと、移住される方々がこの村に住んでみたいと思っていただける村を目指していかないと人口対策にはつながりません。

村長は、人口問題には長時間期間をかけて取り組んでいくとの発言をされているわけですが、もう少し積極的に進められていく必要があると思いますので、時間をかけて取り組むメリットはどのようなことがあるのか、お聞かせください。

どのような事業を通じて人口減少に対応していかれるお考えなのか。また、少子化対策にどのように対応していかれるお考えでしょうか。I・Uターン者、移住者への受け入れに対しての受け皿としての準備、整備を早急に進めていかれるお考えはあるのかどうか。村長はどれだけの期間を想定され、村長の描かれている村の将来像についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

まず、私が人口問題は長時間かけて取り組むとして、どちらかといえば消極的ではないか、もっと積極的に取り組むべきではないかという御指摘であります。

私は、人口問題に対して決して消極的というわけではなく、この問題は拙速なその場限りの政策ではなく、腰を据えて継続的に取り組む問題であると考えております。

1番目の、どのような事業で人口減少に対応するかという質問でございますが、人口対策はいろいろな政策を講じるわけですが、例えば本年度から実施しております保育園料の無料化などは、子育て支援でもありますが、人口対策であると思っております。こうしたすぐに実行、着手できる政策は速やかに実行してまいりますし、総合的に住みよい村づくりが人口対策と信じております。ここに住む人々が満足できないような村では、他の地域から移り住むことや流出を防げないからであります。

2番目の少子化対策にどのように対応していくかという御質問です。

少子化対策が一番難しい課題ですが、出産祝い金などの子育て支援だけでは解決できないことあります。国全体が減少傾向にあるわけですから、今、国を挙げてこの問題に取り組もうとしているところでもあります。いろいろな分析がなされていますが、出生率が上昇すれば直ちに出生数がふえるというのは誤解であり、長く続いた少子化により女性の数も減少しており、出生率が少々改善しても直ちに出生数がふえることはないという分析があります。このことは、昨年、日本創成会議が指摘した消滅自治体の推測の根拠でもあるかと思えます。昨年、岐阜県の人口問題研究会が出した結論を紹介しますと、1つ目に、30年後の岐阜県の人口は158万人、2010年と比べて約50万人の大幅減少である。2番目に、生まれる子供より亡くなる人が多い時代になり人口が減少していく。

3番目に、出生率が劇的に回復しても人口減少がとまるまでに約60年程度かかると。さらに課題を追求いたしますと、2040年の岐阜県の人口は昭和30年ごろの人口に相当しますが、大きく異なる点は65歳以上が35%であること、現役世代が45万人も減少すると言われていたことでもあります。こうした大きいうねりの中で、今後の村づくりを考えていかななくてはならないということをお互いに理解していく必要があります。少子化対策は、国や県が大所高所から政策として考えるべきことではありますが、この村として結婚推進事業で子育て世代の世帯をふやす努力や、いろいろな子育て支援策を講じ、子育て世代の応援を行い、将来に希望を持って子育てしていただけるようにするのが必要であると思っております。

3番目のI・Uターン者、移住者への受け皿の整備についての御質問であります。

人口増加対策で効果がある定住促進の受け皿のことでございますが、これは前にも議論したことがありますように、仕事の創生と住宅の整備が両輪として必要であると思っております。仕事の確保については、農林商工業の事業を振興し、そこに雇用の場を創造していくことと、現在頑張っている事業者や団体に支援を行うことも大変重要であり、急務であると思っております。この辺の具体的な政策については、地方創生の戦略の策定の中で議論を行い策定してまいりたいと考えております。住宅については、議員御指摘のとおり、定住促進住宅の建設促進や村営住宅の老朽化に伴う改築や移転、民間の空き家等の有効活用も含め対策をしてまいります。特に、活用され

ていない村有地や民間の空き地や空き家の活用について、今後進めてまいりたいと思っております。今年度中に住宅政策のマスタープランを、これも地方創生の戦略の中で議論を行い、策定してまいりたいと考えております。これに加えて、今後、相談いただいた空き家や空き地については、その時点で有効活用できないか、その都度前向きな検討をしてまいりたいと考えております。きょう、補正予算で計上させていただいておりますが、平地区の空き家バンク登録の物件についても、土地・建物も取得し、水周り等を修繕して村営住宅として活用してまいる所存でございます。

4番目の質問でございますが、人口問題は最初に申し上げたとおり、期間は限定できず、未来永劫の課題であると思います。少なくとも私が村政を担当している間は、今申し上げましたように積極的に進める所存であります。一方で、これが現実でありますので、教育の課題や産業の担い手の課題、交通手段の問題、医療・福祉の問題等も、この人口減少の推移を見きわめ、予想して政策を進める必要のある、そういった重要性があると考えております。

以上で答弁いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

今後の人口対策につきましては、先ほどもお話がございましたように、古くなった住宅等を取り壊して、今後積極的に進めていただけるものと御期待を申し上げる次第でございます。しかし、現状としまして、昨年度は住宅等も1棟のみの建設であった。今年度は1棟も建設ができていないということで、移住者の皆さん方がこの村に移り住みたいというお考えをお持ちになっても、残念なことに受け皿がないという状況でございます。少し余裕を持って、受け皿も今後つくっていただきたいなあという思いをするところでございます。

それと同時に、先ほども申し上げましたように、第5次総の「地域力のあるむらづくり」ということでございますけれども、これはやはり人がいなくては「地域力のあるむらづくり」ができないということでございますので、現在、消防団におきましても、また自治会においても、また教育現場においても人口減少が進むことによって大変な現状に置かれているわけでございますので、やはり一人でも多くの方に、できれば若い世代にこの村に移り住んでいただけるような施策を講じていただきたいなあという思いをするところでございます。

これはあくまでも参考でございますけれども、千葉県佐倉市などに行きますと、10年前までは現在の東白川村のように人口が減少の一途をたどっていたと。それが、中古住宅を若い世代向けにリフォームして新築住宅の4割から5割価格での販売をしたと。そういったことで、若い世代の方がそこに移り住むようになった。昨年は300人余りの方が移住されたというような報道をされておりました。それで先ほども、今度中古住宅をリフォームされるということで、もう既にそこに住みたい方もいるようでございますけれども、できる限り若い世代向けの住宅の建設を今後進めていただきたいなあ。定住促進住宅につきましても、若い人が住みやすい住宅をつくっていただくこと

が重要じゃないかなあとしますので、この点もよろしくお願いをしたいと思いますので、また村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ありがとうございます。私も全く樋口議員と同じ考えで、子育て世代の方々が非常に安価で子育てしながら移り住んでいただく、あるいは出ていかなくてここで住んでいただく、こういった住宅政策を進めたいと考えております。

ただ昨年からことしにかけて、なかなか財源の手当とか、それから用地の取得とかいろんな補助事業の転換というようなところで、ちょっと時間がかかるという判断をしましたので、先ほど答弁させていただいたように、ことししっかりマスタープランをつかって、どここの村営住宅は壊してつくり直すとか、そういったことをしっかり決めていきたいということでございますし、空き家とか空き地の活用もその中で候補地を挙げて進めていきたい。中には、公園等で一応整備はしたものの、なかなか使われていないようなところも、宅地に転換できないか、これは補助事業を使ってやっております当村のいろいろな事情の中で、いろんな制度の中での縛りを一つずつ解除してやっていかなきゃいけない、こういったことがございますので、拙速なところはそこの部分で御理解をいただきたいと思います。

私も同じ思いで、若い世代がたくさん入っていただければ村が活気づく、当たり前というか、それが望ましい姿でありますので、いろいろな補助事業でつくります村営住宅というのは所得の規制ですとかいろいろあるわけですが、この辺のところをもっと楽にといいですか、村の独自のイメージでつくっていただけるような、例えばこれは決定ではございませんけれども、何年かそこに移り住み続けていただけたら、将来はその住宅が自分のものになるというような制度設計で人口をふやしている市町村、たくさんございます。こういったことも参考にして、この村でもそういった住宅も何棟か建てていけないだろうかというのは、今のところの私の思いの中にあります。こういったことを今度の地方創生の戦略の中でしっかり組み立てていきたいということでございます。

また、もう一つは、仕事のことと、それから幸い道路がかなり整備されてきておりますので、可児市や美濃加茂地区への通勤圏内というふうに捉えれば、そこへの通勤をしながらこの村で暮らしていただければ、こういったところへの政策的な誘導というのも視野に入れながら、人口対策を地道ながら、しかししっかりとやっていかないと、増田さんが主催する日本創成会議のいわゆる消滅自治体にならないためにしっかりとこれから政策を組み立てたい、このように考えておりますので、また御指導をいただきたいと思います。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

財源の確保が第一でございますけれども、どうか御返答いただかなくても結構でございますけれども、積極的に進めていただきますようお願いを申し上げます、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（服田順次君）

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

子育て環境の充実についてお伺いします。

東白川村での子育ては豊かな自然の中で伸び伸びとでき、東白川村の子供に対する支援は、出産祝い金から始まり、保育園の未満児保育、延長保育、今年度から始まりました3歳児からの保育料無料化、平成25年度から始まりました高校生までの医療費無料、高校生通学補助の拡大と、ほかの地区に比べてもとても充実してきていると思います。その中で、3年前から始まりました高校生通学支援の拡大事業は、中学を卒業したら親元を離れなければならないことが普通になっていた村の現状が変わりつつあるように感じます。保育料は、昨年まででも岐阜県内で最も安く設定されていましたが、今年度からは3歳児からは無料化となり保護者の方は大変喜んでみえます。子供たちへの支援が充実しつつある中で、今年度3年目を迎えた高校生支援の拡大事業の現在の状況はどうなっているのか。申請は9月なので正確な数字は出ないと思いますが、4月・5月の把握している村からの高校生通学人数、そしてこの事業と保育料無料化で村が期待することは何か。さらに、今後の子育て環境の充実に向けた思いを村長にお伺いします。

続きまして、マイナンバー制度について伺います。

「テレビコマーシャルなどでこの制度の名前を聞いたことはあるが、まさか自分に関係あるとは」、そんな言葉を耳にしました。マイナンバー制度は、ことし10月から村民の皆様には番号が通知されます。ことし2月に総務省にてマイナンバー制度を勉強してきましたが、私自身は理解していても、村民の方に説明を求められたときに、わかりやすく説明することができませんでした。10月からの通知に向け、村も村民の皆様への周知に力を入れていただきたいので、この制度がどんなものか、この制度で村民が受けるサービスは何が変わるのか、そして、この制度を機能させる行政の準備はできているのか、村長にお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

まず高校生通学支援の現在の状況について御説明をします。

平成27年度の通学方法別人数でございますが、自宅通学は31人、このうちバス通学が18人、自家用車で送迎が13人でございます。次に、自宅から出てアパート等を利用している生徒が41名となっております。また、白川町と共同運行しております濃飛バスの利用者は10名程度でございます。

過去3年間の年度別の人数は変わりますが、割合で比較をしてみますと、25年度の自宅外人数、いわゆるアパート等を利用された方のパーセントは70.6%、26年度の自宅外人数が54.3%、今年度、27年度の自宅外人数が56.4%となります。傾向として、議員御指摘のとおり、自宅からの通学者がふえる傾向にあると分析ができます。保育料の無料化や義務教育期間の保護者の負担軽減策、そして高校生の通学支援策等を充実し、この村で子育てしてよかった、この村で育ってよかったと実感いただけるように今後も充実した政策をとってまいりたいと思っております。

そして、こうした各制度の内容が一目でわかるような子育て支援ガイドブック、こういった資料を作成する予定でございます。もちろん村のホームページからも、これらの情報がわかりやすく入手できるような工夫をするよう準備をしているところであります。

4月から子育て支援係を新設し、今後、病児・病後児保育の実施や、奨学金制度の充実・新設など、定住人口対策としても一層の充実を考えております。また、専門の係を設置した大きな目的の一つは、情報収集が迅速かつ的確になることによる担当部局員の政策立案機能の向上であります。こういったプラスアルファの効果を期待することが大でございます。先日も、ひよこクラブのお母さん方と村長と語る会を開催していただき、初めて私もこうした世代の御意見を直接聞く機会を得ました。いろいろな御提案をいただきましたので、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、マイナンバー制度についての御質問についてお答えをいたします。

マイナンバー制度は、この10月から実施される制度で、国民一人一人が異なる12桁の番号が割り当てられるものでございます。公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として実施されるものでございます。具体的には、今後1つ目として社会保険関係の手続、年金の資格取得や給付、雇用保険関係の手続、ハローワーク、求職や求人関係、また医療保険の給付の請求、福祉分野の給付、生活保護の給付、こういった社会保障関係での活用、そして2つ目に税務関係の手続、確定申告や各種の届け出事務などに活用、3番目に災害対策、防災対策、被災者台帳などの事務、こういったことが想定されております。今後、ことしの10月に住民票の住所に12桁の個人番号が簡易書留で通知をされます。そして、来年1月にマイナンバーの利用が開始されます。29年1月には、個人ごとの個人ページの運用も開始をされます。29年7月には、地方公共団体も含めた情報連携が開始をされる、このような計画になっております。このほか、民間での活用もこれと合わせて始まると予想されます。

村民生活へのかかわりでございますが、10月からすぐに、あるいは1月からすぐにこの番号を使わないといろんな手続ができないということではございません。村としては、国や県の指導や、運用基準の整備に合わせて、その都度広報しながら運用してまいります。現時点ではすぐに大きな変化はございませんが、まずは10月に簡易書留で送られてくる番号の重要性の周知や、個人番号カードの申請について周知を徹底する必要があります。

この対応策として、次のような手段を講じてまいります。1つ目に、CATVあるいは広報紙による啓蒙をしっかりと行います。また、村民の皆様にはわかりやすいガイドブックをつくり、配布を

してまいります。次に、高齢の方や独居の方への説明については、保健福祉部門や包括支援センター、訪問相談員や社会福祉協議会のヘルパーさん、こういった高齢者とお会いをする機会の多い職員にもこのマイナンバー制度の勉強会をしっかりと実施し、説明マニュアルを作成し、御相談に応じられるようにしてまいりたいと考えております。また、役場へ電話等で相談しやすい環境をつくり、気軽に御質問いただけるような体制をとってまいります。以上のような対策を講じるよう準備をしてまいりますことをお答えして、答弁いたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、今井美和君。

○1 番（今井美和君）

お答えいただきましたとおり、高校生補助の拡大によって、この3年間で自宅から通う高校生が本当にふえました。でも、ふえていて喜んでいるだけではなく、この子育て支援を、村をPRする武器として広めていただきたいと思います。村民の方の中には、朝バス停で待っている子供たちの姿を見て、何でこんなにたくさんふえたんやと不思議に思われる方も見えます。村の中でもこの子供たちの支援を知らない方が見えるので、ぜひ近隣の市町はもちろん、全国に広めてPRしていただきたい。IターンやUターンを考える人の一つのきっかけとなるよう、子育て環境のよさをよりアピールしていくことを今後も考えていっていただきたいと思います。

保育料無料化についてですが、今回は3歳児以上が対象となっておりますが、未満児が対象外だった理由と、また今後子育て環境の充実や拡大に向けて未満児の対応は考えているのか、お聞きしたいと思います。

それから、マイナンバー制度のことについては、5月の終わりに、日本年金機構でサイバー攻撃を受けて125万人分の個人情報流出するという事故が起きました。一番心配なのは、この個人情報の流出です。村長はいろいろ周知に向け相談室を開設したり、ヘルパーさんの勉強会などを考えていらっしゃるようですが、まずはこのマイナンバーを始めるに当たり、社会保険関係や税務関係の書類が安全か、セキュリティは万全かをお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず、子育て支援政策を村内外にしっかり情報発信する。これは私も同じ思いで、先ほどガイドブックについてはお答えしたとおりですが、村外の方には、やはりホームページ等でそういったことをアピールする必要があると考えております。

次に未満児のことですが、基本的には、3歳児までの未満児さんは、お母さんのしっかりとした愛情の中で育てていただくというのが基本的なことだと考えております。その中で、どうしても用事があったり、あるいは家庭の事情等でお預かりしなきゃいけないところは、これは応分の負担をいただいて、村としてお預かり保育をさせていただき、こういう体制で行きたいと思って

おります。これを拡大していけるということは、未満児保育については、先ほども言いましたように、しっかりと家庭の中で育てていただくのが基本路線でございますし、それぞれの家庭の事情があって、継続的にどうしても働かなければいけないのというような状況が出てきたときには、またそれはちょっと違った切り口で対応していくべきだろうと。女性の社会進出等を考えますと、先ほどの人口問題のお話も一緒でございますが、働ける環境の整備というのは重要な課題でもあると思っておりますので、また総合的にこの部分は考えていきたい。現時点では、未満児はそういうスタンスで考えております。

次にマイナンバーにつきましては、サイバー攻撃についての御質問でございますが、これは国が今度の事件でしっかりと体制をとってくるというふうに思っておりますので、私どもの端末のところでもどれだけのセキュリティーが確保されるか、これはちょっと専門的になりますので、まだ私も掌握していないところもございますが、万全の体制をとらなければいけないと思っておりますし、事務手続の中で、そういったことが当然ながら漏れたり悪用されたりすることのないよう、これはマニュアルもしっかりできておりますので、対応してまいりたいと思っております。先ほど言いましたように、一つ一つの事務について、機器の整備も含めて、ソフトの整備も含めてこれから進んでまいりますので、現在は総合的なことしか申し上げられませんが、一つずつしっかりとやる必要があるかと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、今井美和君。

○1 番（今井美和君）

マイナンバー制度のことですが、何よりも村民の安心・安全を第一に考えて、このマイナンバー制度がわかりやすく説明されていくようにしていただきたいと思います。

それから、未満児無料化は今までは考えていらっしゃらないということですが、働く母親が全国的にふえております。昔は、結婚したら仕事をやめて専業主婦、子育てに専念するというのが普通だった時代もあったわけですが、時代が変わりました。結婚後も共働きをする方がすごくふえております。働いていらっしゃる方は産休・育休をとります。今、男性でも育休をとられる方が見えますが、大体企業で最長3年と言われておりますが、なかなか10カ月、1年半しかとれないというのが現状です。ということは、1歳半になったら、どうしても子供を預けて働きに行かなければならないという現状があります。無料にするしないにかかわらず、未満児の保育の受け入れ体制だけは、今よりもより充実した体制にしていきたいと思っております。

東白川村の子育て環境はとても充実しておりますが、大人たちではなく、子供たちの声がなかなか聞かれません。子供たちの声を聞ける機会を持ち、今後の子育て環境の充実に向けて力を入れていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

重ねての答弁になろうかと思いますが、先ほども言いました人口対策の一つ、女性の社会進出、こういったところを支援していくために、今後未満児保育の充実というのは、先ほどおっしゃられたように、無料化ということではなくて、しっかりと対策をとっていく必要があるかと考えておりますので、そのように子育て支援係の中でもいろいろと検討してまいりたいと思っております。

○議長（服田順次君）

次に、6番 今井保都君。

〔6番 今井保都君 一般質問〕

○6番（今井保都君）

それでは、産業の活性化について質問をいたします。

地方創生が叫ばれる中で、村の農林業を発展させることが今村にとって最も重要であると考えます。先般、東白川村森林組合での総代会の折、平成26年度の決算は過去最高の成績でありました。大変喜ばしいことであります。これから第三セクターの決算も発表される時期になるわけですが、企業努力をされているようですが、地方の景気がまだまだよくなっているとは言えないので、なかなか大変であると聞こえてきます。村として指導や支援をする必要があると存じます。

特に、6次産業化で頑張っているふるさと企画のトマトジュース「とまとのまんま」ですが、貴重な収入源であると思います。毎年、生産量を設定して計画を実行するわけですが、現実に生産に必要な原材料となるトマトが、ここ数年安定的に確保できないのが現状であります。村内生産のトマトの全体のわずか25%であるとのことです。せっかく安価で評判もよく、売れる販路もできているのに、安定的に生産できないのはまことに残念です。

そこで、ふるさと企画が農業の分野に進出して、少しでも原材料を安定的に確保することが経営の面でも重要であると考えます。6次産業化を推進するには、全面的に村の支援を必要とします。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の御質問にお答えをします。

ふるさと企画のトマトジュースの生産については、白川町と東白川村のトマト、そして加子母のトマト、JAひだから原材料を仕入れているということですが、昨年度の実績を御紹介しますと、東白川の選果場から約30トン、加子母の選果場から25トン、JAひだから45トン、合計100トンのトマトを仕入れて生産を行いました。日照不足などが原因で各地域とも9月以降の生産量が激減し、規格外トマトまで青果市場に流れてしまい、生産低調であった25年度と比べても25%減となり、製造目標であった720ミリリットル瓶換算で12万本には到底到達せず、9万本台となってしまいました。このため、受注していた量だけ納めることができず、卸売の売上げが2,820万2,000円となり、前年度比85.6%となりました。これは会社の業績に大きく影響しまして、第25期、

26年度は724万円の赤字という減収減益決算となる予定でございます。23期までは単年度黒字決算でしたが、24期、25期と連続して赤字を計上するに至っており、会社の経営方針の転換が必要と考えております。天候に左右されるトマト生産に売り上げの多くを依存している体質からの脱却が急務であります。

そこで、今回の地方創生の戦略を考えたとき、農地の荒廃や茶業の低迷等を勘案して、ふるさと企画の農業生産法人化が必要と考えておりましたので、さきの6月1日の会社の取締役会において定款変更を提案し、賛同が得られましたので、定款に農業関係事業に関する業務を追加するよう株主総会へ提案をしております。こうした措置をすることにより、トマト生産団体である東白川村トマト生産組合さんの協力をいただきながら、将来トマト生産事業も会社の業務として実施できるようにしたいと考えております。これは、農地荒廃対策や担い手育成事業ともリンクしながら、地方創生戦略の中で推進をしております。

次に、社長にも指示をし、将来の安定的な売り上げ確保の道を探るべく、過日社長と同行いたしまして、長野県の有力取引先である農業生産法人を訪問し、相手方の社長、専務、常務と面談をし、情報収集や新規事業への可能性を調査してまいりました。その際の商談の中で、キウイフルーツの1次加工品やお茶の粉末、ラズベリーやクランベリー生産などについての試作、あるいは試験的な生産などのお話が出てきましたので、会社では早速対応を始めております。これらはすぐに売り上げ確保にはなりません、会社の新しい事業にならないか、これらの分野についても、さきのトマトと同じく農地の確保や試験的な生産、あるいは試作などについて支援をしております。生産や販売のめどがつかましたら農家の皆さんにも参加していただき、議員指摘の6次産業化の推進の施策としてまいりたいと考えております。

株式会社ふるさと企画は、地域の農林商工業の発展と雇用の拡大を目的として設立された第三セクターであります。民間の商工業者さん、有限会社新世紀工房、白川茶屋さん、茶の里野菜村さんとも協力して今後とも活動してまいりますので、御指導をいただくようお願いを申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、今井保都君。

○6番（今井保都君）

ただいま、ふるさと企画さんの定款を変更して一歩前へ出て経営をされるということで大変うれしく思っております。村の中で、27年度村内製品の販売促進事業で予算的には738万3,000円と計上されております。こういった事業は、売り手のほうから一方的に発信をされている、今インターネットとかなんかで本当にいろんな商売ができるわけですけども、やはり物を売るといのは、お客さんと接しながら物を販売していけば、また品物のよさも一段とわかるんじゃないかなということです。

先日、ふるさと通信で東京で美しい村連合の地域の集まりの中の物産展で「とまとのまんま」と

白川茶を出品されたということで、大変好評だったというふうに伺っておりますけれども、アンテナショップ事業も愛知県とか岐阜県で開催されておりますけれども、やっぱりもう少し大都会といえますか、本当に人口の多いところでまたこういった事業を積極的に展開することが、今低迷しております白川茶も含めて、また村の一段と産業の活性化につながると思っていますので、こういったアンテナショップ事業、今予算もありますけれども、もう少し具体的に、もう少し戦略として都会への進出も考慮してどんどんPRをしていただきたいなあというのが、私たちの農林業の人たちの一番の切実な願いであると思っておりますが、村長、その辺をまた答弁をお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

基本的に、村内産品をお金にかえて村を潤したいと、これは基本的な私の考えでございますので、そういった施策をこの村内産品販売事業、アンテナショップの事業ですとか、あるいはつちのこメンバーズカード、あるいはふるさと納税制度、こういったところの活用を今しておるところでございます。つちのこメンバーズカードも順調にふえておりまして、ちょっと手元に数字はございませんが、順調なカード数を獲得してまいっておりますし、最近ふるさと納税制度、東白川村の商品の還元するラインナップを変えましたところ、非常に人気が出てまいりまして、もう200万を超える寄附をいただいておりますというところで、村内産品の米が大変な人気で、今は出荷をちょっととめて新米で対応するというような対策をとっておるところでございます。これらに代表されるように、東白川村の産品は、木製品も含め農産物も大変魅力があるということで、村外へ売っていくということについては、なお一層今後やっていきたいなあと思っております。

今御紹介いただきました東京での物産展、これは美しい村連合のサポート企業である西武・そごうさんが物産展をやるから参加しないかということで、その費用について村のほうで予算を見まして、ふるさと企画、あるいは新世紀工房等で出店をさせてもらったということでございます。この数年間、なかなか財政的に厳しく会社も厳しいということで、そういった都市部での物産展へはなかなか出店ができない状況があったわけですが、ここのところを投資するという考えで、機会があれば、美しい村連合とのつながりも含めて積極的に推進をしてみたいと思います。名古屋地区では、一宮市ですとか、それから金山総合駅での物産はずうっと続けておるわけですが、一層今後とも都市への販路開拓というのは急務だと思っております。これに対する人的な対応がなかなか難しいので、地域おこし協力隊員の増強ということで今年度予算化をさせていただいておりますが、幸いにもホームページのほう、専門のサイトに登録しましたら、今のところ3名、応募は9名あったわけですが、面接までにたどり着いたのが3名ということで、あすと19日に面接をさせていただくというような予定になっております。こういった方に入ってください、また新しい観点での予定をしておりますお茶の販路拡大ですとかいったことにも力を注いでいきたいというふうに思っております。

いずれにしても、6次産業化も含めて東白川村の産業の振興は、やはり外への販売拡大も大

事な要素と考えておりますので、できますれば早いうちに周辺的美濃加茂市、可児市等への店舗展開をして、そこへの輸送のルートをつくって、もう少し売っていきたいなあということもございませぬ。ただ課題として最近ちょっとお聞きするところは、なかなか高齢化がここでも出てまいりまして、野菜自体をつくる体制ももう一てこ入れしないとできていかないという課題も出てきておりますので、これが先ほどふるさと企画の農業生産法人化というところで、一つの手段としても考えたところでございませぬ。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、今井保都君。

○6番（今井保都君）

もう1点お聞きします。

今、第三セクターの決算もこれから発表されるわけですけれども、なかなかいい数字も出てこないような予想でございませぬ。その中で、村の中で第三セクター、今、新世紀工房さん、それからふるさと企画さんがあるわけですけれども、おのおの定款でもって事業を展開されておりますけれども、村として将来的に2つあって2つとも、こう言うてはなんですけど、非常に苦労されておりますけれども、そういった将来的に見て、もう一つまとまって行動すれば、お互いのいい利点があって、また一段とそういった中で村の産業の発展にも通ずるかなあと思うんですけど、そういったふるさと企画さんとか新世紀工房さんが合併するというか統合するというか、そういった村長の展望というか、これからに向かってどうやってそういったことを乗り切るかということで、そういったことを今の段階で急にこんな御質問をするわけですけれども、将来的に見てそういうことも考えられるか。やっぱりふるさと企画さん、新世紀工房さん独自で企業努力をするのが正当というお考えか、その辺もちょっと村長の今の現状をお聞かせ願えればと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

有限会社新世紀工房については3番議員さんから御質問をいただいておりますので、その折にお答えをすることになると思っておりますが、現時点では、この2つの会社の合併は考えておりませぬ。連携すべきところは連携をさせてまいりませぬ。それは村が主導する、一番株主としての権利と義務もあろうかなあというふうに考えております。連携は連携としてやりますし、競合は競合で、いい意味での競争心を持って2つの会社が成り立っていかないかなあというふうに考えております。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩としたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。50分から再開したいと思っております。

午前10時38分 休憩

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

東白川村のホームページについて、昨年度、全員協議会で質問と提言をいたしました。改善点が余り見られません。本日は、ホームページを今後どうされるのかについて質問をいたします。

自治体におけるホームページは、公共性という観点において、まず村民がサイト上で自分が欲しい情報が手に入りやすいか、見やすく豊富な情報量で新しいものであるか、情報への動線がわかりやすいかどうかは当然なことなのですが、現状は、東白川村のホームページを開いてみますと、ホームの部分は情報の羅列に過ぎません。概要の部分は、特徴が一体何なのか捉えられないまとめ方、リンクの部分につきましては、リンク先はリンク先の考えもあるので仕方ないですが、当村の小学校・中学校のホームページがあります。そこへ誘導されるようになっておりますが、いつ更新されたかわからない状態のサイトへという移動になります。こういった問題点は村長もお気づきだと思います。現状の問題点の修正はもちろんですが、これからの自治体サイトに求められるのはそこではなく、少なくとも今の自治体の置かれた状況を考えると、自治体サイトは別のことを考えないといけないはずです。

自治体サイトが内向きでマーケットに向いていないというところに最大の問題があると思います。少子・高齢化による人口減少、国の借金増加による地方への交付金の減少などの流れの影響で、これから1,700の自治体間の競争、争奪戦、アイデア合戦は逃れられません。外に向けてもっと積極的であっていい、積極的にならないと生き残れないと考えます。特色ある施策や事業、サービス、この村の特産品をより魅力的に効果的に伝え、より多くの方に東白川村を知っていただけるような、外を意識したサイトに軸足を移していかなければなりません。特色ある事業で視察の受け入れが非常に多い自治体、ふるさと納税の成功自治体、地域おこし協力隊の募集が集中する自治体などのホームページを見てみますと、やはり感心させられるべきものがあります。村長の目指してみえる村民に優しい村づくり、都会から田舎暮らしをしたい人、東白川村へおいでよ。子育てするなら東白川。いろいろな受け皿も必要ですが、東白川を売っていくために有効な武器がホームページなどのインターネットの活用であることは疑いのないことです。戦略型、創造型、投資型のホームページの必要性を強く感じますが、現状についての分析と今後全く新たなホームページをおつくりになるお考えはないかをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の質問にお答えをします。

まず初めに、今井議員御指摘のとおり、現在、我が村のホームページは平成16年に職員が費用をかけずに努力をして作成したものでありますが、以来10年間ほど手をつけずに来たもので、当時はよかったです。日進月歩の世界であり、他の市町村と比べると、御指摘のとおり、魅力に乏しいわかりにくいものになっている、これは素直に私も認めます。これを痛感したのは、実は今年度の地域おこし協力隊の募集についてです。なかなか応募もなかったわけでございますし、3月に1人だけ面接までこぎつけた方がございまして、この方の面接の中で我が村のホームページをどう思いますかと御質問したところ、首をかしげられてしまいました。その後、先ほどもちょっと申し上げましたが、専門の業者に依頼し、綿密な取材をしていただき村の情報をアップしたところ、9人のエントリーがあったということでございます。情報は伝わってこそ価値があるということを痛感いたしました。

今までのホームページのあり方が住民周知に主眼が置かれ、議員御指摘の内向きと言われる観点でございますが、村外への情報発信が十分でないことは私もそのとおりだと感じております。村の政策として、つちのこメンバーズカードや、ふるさと納税制度、アンテナショップなど、村の経済振興や子育て支援の充実、定住促進など人口対策や活性化のためにいろいろな施策を実施しているところですが、どれも先ほど指摘のとおり、伝わってこそ価値があり、政策の達成度も上がるという認識は同じ思いでございます。

そこで今回、庁内でホームページの更新について検討するよう指示をしていたところでございますが、総務省の事業でありますICT地域マネジャー派遣事業の紹介を総務省から直接いただくことができ、これも地域情報化大賞の波及効果であると喜んでおるところでございますが、早速この事業に東白川村情報発信ICT基盤整備事業として申請をいたしました。事業内容は、まさしくホームページの新規更新であり、まち・ひと・しごと創生に資する効果的な情報発信を実現することを目的として掲げ、フォレストスタイル事業やI・Uターン等による移住・定住促進策や観光情報など、十分拡充・統合して村外にも村の施策、そして動向が一目で把握できるようなホームページ、またスマートフォン用アプリ等のICT基盤ツールを整備するための専門家を派遣していただき、総合戦略有識者会議と連携をして事業を進める予定であります。

ホームページの事業以外にも、総合計画に掲げている村民向けの効果的な行政情報配信やオンデマンド交通についても、また高齢者の安否確認システム等の機能構築・導入を目指すにはどうしたらよいかということについてのアドバイスもいただけるよう考えております。幸い、この申請については正式決定ではございませんが、採択の内示をいただいております。この事業により、今回御質問のホームページの更新については、その方法と具体的な設計までの手順、目指すべきホームページの設計仕様について助言をいただき、ある程度の投資を行い、御満足いただけるホームページの作成を行ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

早速前向きなホームページを更新いただけるという御答弁をいただきました。先ほど村長もおっしゃいましたが、やっぱり職員の方がつくられたということで、ここに全国的に町村レベルでいいと思われる自治体のサイトのホームの部分とか、あと加茂郡の7カ町村のホームの部分があるんですね。やっぱり村長も毎日名刺をたくさん配られると思いますし、私どももそうですし、そういった中で、まず名刺交換したときに、私たちは東白川から来ました、お茶が有名なんです、つちのこで村おこししていますというような形でお話しして、いただいた名刺はうちへ帰ってから検索してみるんですね、初めての地名だと。やっぱりそういったことで興味が湧けばもう少し調べていきますし、ホームの一番最初でうんと思うと、もうそこから先へ進まないという状態なので、これから本当に先ほどからいろいろありました地方、移住を考える人とか、ふるさと納税、新規就農を考える人などは、先ほど村長がおっしゃったように、ホームページを見てその村の印象を決めるということで、これは村長にとっても武器ですし、我々にとっても武器ですし、村民の方みんなの武器になるので、できるだけ早い御検討、使えるようにしていただくということと、先ほどの事業でちょっと不明な点があるのでこの場で伺いたいんですが、派遣していただいた方がつくられるという考えなのか、助言をいただいて、そういう専門業者を幾つか対等な立場で村の情報を与えてプレゼンなりしていただいて、いろんな今まで専門でやっている業者につくっていただくのかという、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ホームページの重要性については、議員御指摘のとおり、全く同じ意見でございますので、今後とも進めてまいります。今の情報発信・ICT基盤整備事業の取り組みについては、今内示があって、この後正式決定が来て、向こうが今アドバイザー、私どもが要求したようなことに資するアドバイザーを多分選定しておっていただけるかと思っております。この人が決まってからでないと、いろんな設計ができないわけですが、基本的にはアドバイスをいただいて、ある程度予算をかけてと私が申し上げたところは、つくるところについては専門業者によってやっていただくという形になるかと思っておりますが、職員でやれるレベルというのは、やはり詳しい職員もおられますけれども、なかなか大変なところもございまして、ここのところはちょっと専門家の力をかりてやりたいなあと。ただリクエストといいますか、私どもが求めることについてはしっかりとお伝えをして、設計なり、組み立てを考えていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、今井美道君。

○2番（今井美道君）

御検討いただく上で、うちに向けてもということもぜひ、村民の疑問や不安が取り除かれるようなコンテンツとか動線を考えていただきたいと思いますし、外に向けての自治体サイトの最終目的というのは、この地に来てもらうということですね。そういったことであって、知ってもらうとか見てもらうということだけではないということで、東白川村はこのホームページをどう使って、どう効果を出すのか、これをしっかり行政側が強く意識を持って制作にかかっていたいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ありがとうございます。しっかりとそうした提言を受けとめて、そのようにしてまいりたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

有限会社新世紀工房の今後について質問をさせていただきます。

本来、東白川村の農業の市場における競争力を底上げする目的で設立され、なおかつ中山間の補助金も同じ目的で投入されているのが新世紀工房という会社です。しかしながら、過剰投資を繰り返し、借金がかさみ、その返済分が業務を圧迫し、茶販売部門や農業部門の収益を流用する対応に追われています。結果として、競争力を底上げするどころか、逆に競争力を奪っているのではないかと思います。

そこで、まず新世紀工房が持つ4つの部門の損益の実態を伺いたいと思います。

議会で反対されていたのにもかかわらず、強行突破の形で実施された生産部門が一度も利益を出すこともなく暗礁に乗り上げ、大きな借金だけが残されています。前から約束しておりましたとおり、その責任の所在と対応をお答えいただきたいと思います。

ほぼ100%借金でつくられた工場ですが、既に生産に全く利用されていない上に返済だけが残るという最も避けなくてはならない状態に陥っています。その元金返済はもとより、金利返済分についても会社が負担していると思います。通常の家計でありましたら、もちろんその負担義務は100%法人にあることで何ら問題はないと思います。しかし、新世紀工房の場合は、そのしわ寄せが農業サポート部門や茶販売部門などの農業者に直結する部門に集まっているものと思われます。

そこで提案ではありますが、金融機関に対するこれらの借金を村が繰り上げ返済することで金利返済分を事実上なくし、そのしわ寄せが農業者や一般村民に行かないようにすることはできないものではないでしょうか。会社を救うという観点ではなく、あくまでも村民を救うという観点で考えていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

有限会社新世紀工房についての御質問であります。

まず、平成26年度決算見込みの数字で各部門の決算状況を説明します。

決算見込みとしておりますのは、株主総会前という意味であり、大きなずれはないということで御承知おきを願いたいと思います。

まず1番目に、茶加工販売部門の売り上げは1億1,345万7,000円でございます。これから仕入れあるいは外注加工賃というような変動費、そして人件費等の固定費を引いた営業利益は、769万4,000円の黒字であります。しかし、減価償却費を681万2,000円計上しておりますので、この部門の利益は88万2,000円であります。

次に交流物販部は、売上高は1億463万6,000円であります。同じように変動費等を引いた営業利益というものは、377万6,000円の黒字であります。この部門の減価償却費が497万5,000円計上されておりますので、部門利益としては120万8,000円の赤字でございます。

次に、農業サポート部門の売り上げは3,149万9,000円あります。ここの営業利益は617万6,000円、しかし、ここも減価償却費が1,106万4,000円計上されておりますので、部門利益は488万8,000円の赤字であります。

次に、おいしい自然工房部門、いわゆる御質問のあった工房のところでございますが、売上高は1,104万9,000円、変動費等を引いた営業利益は、営業利益時点で76万3,000円の赤字であります。これに減価償却費を引きますと、433万8,000円の赤字であります。

生産部門は農機等を活用する事業でございますが、249万8,000円の売り上げで、変動費等を引きますと37万1,000円の赤字であります。この部門は減価償却はございませんので、そのまま部門利益で37万1,000円の赤字でございます。

合計しますと、2億5,022万4,000円の売上高になります。そして、経費等を引いた営業利益は1,651万1,000円の黒字であります。しかし、減価償却費が2,643万6,000円計上されておりますので、決算としては992万4,000円の赤字ということになります。

先ほども申し上げましたように、これは3月の時点での数字でございますので、実際の株主総会へ提案される数字とは多少違ってまいります。大きな変動はございません。減価償却前の営業利益は、今申し上げましたように1,651万1,000円の黒字でございますので、減価償却費が大きいという内容になっております。売り上げは対前年比102.1%と改善し、営業利益は去年より840万6,000円増加しております。この前年比は196.4%となっております。損失についても、昨年1,579万4,000円から、今御説明しましたように587万円ほど改善してきております。この1年間の社長以下の職員の努力は評価できるものと思っております。しかし、この会社の財務体質は、御指摘のとおり、借入金返済と投資活動が大きく、非常に弱い財務体質であると言わざるを得ません。

借入金については、長期借入金が1億2,368万8,000円ほどございます。短期借入金が3,442万円ほどございます。この借入金に対する支払利息の総額は、1年間で242万5,000円ほどになっております。このうち、おいしい自然工房建設の借入金は4,300万円借り入れております。ことしの1月から返済が始まり、毎月約40万円ほどの返済金になります。平成35年12月までの返済期間となっております。この借入金については、日本政策金融公庫資金ということで無利息で借りております。このほか、創業当時、農協から茶工場を引き継いだときの運転資金が約3,600万円ほど必要だったということもあつたり、これらを当座貸し越しという形でこれに充て、その後長期借入金に借りかえをしたり、また15年間の営業活動等で、お茶の買い支え等や茶畑の整備等々をして長期資金を活用したもので、現在の借入金の残高となっております。

あながち農業に全部しわ寄せが行っているとは言えない状況であり、特に近年低調が続く白川茶の買い支えや販売に頑張っていると言えると思います。ただ、自然工房の収益については、今報告したとおり、改善はいたしました但し収益を生むには至っておらず、その計画の甘さと技術者の確保が継続できなかったことなど、社長自身も取締役会でその責任について反省の弁を述べております。しかし、計画を進めることを認め、これまでこのように黙認してきたのは、私を含め取締役会の責任でもあります。今、現時点で過去の責任問題を追及するよりも、今後どうするかを論じるべきであると役員会でも指摘をし、既存施設の有効活用と人材の有効活用を指示し、それに伴う経営改善の方策について議論を進めているところであります。

工房施設は、今後、漬物製造業、コンニャク製造業、総菜業、弁当製造業、菓子製造の許可を既に取り、村民参加型の工房として商品開発や伝統的な家庭の味を生かした商品をこの工房で製造し、販売していくことにより稼働率を上げ、収益を上げられるよう改善をしまいたいと存じております。

今御説明したのは、今後の工房の利用・活用についての説明でございますが、会社そのものの改革について、その内容を説明いたします。

改革の骨子の第1は、村の農業政策と現在進行中の地方再生のプロジェクトとの関連を図りながら、新世紀工房の農業サポート部門を切り離し、分社化することです。これは、新世紀工房設立の時点では、議員御指摘のとおり、東白川村の農業振興を担っていく使命を担うべき会社として設立された会社であったこととございますが、その後、行政と会社に距離感というか一体感が希薄になってしまっておる、こうした感情を私、就任早々感じたところであります。そこで、昨年1年間、毎月1回、社長が私に経営報告をするように指示をいたしました。また、営業方法・営業方針等についても相談と助言を行ってまいりました。これらの結果、今申し上げた分社化を目指すことといたしました。このことは単に新世紀工房だけのことでなく、ライスセンターの更新やトマト、白川茶、集落営農等、この村の農業再生の政策として推進する必要があると考えてのこととあります。

次に第2点として、本体の新世紀工房の経営改革についてお答えをします。

今申し上げました分社化を含めて、財務体質の改善と経営方針の見直しを検討する農協、行政、

そして生産団体、こういった枠組みだけではなく、企業経営に見識のある人や税理士等、外部委員を入れた経営改善委員会を立ち上げ、向こう5年間の経営改善計画を立てるよう指示をしているところでもあります。

御提案の借入金については、さきに述べたとおりの額であり、全額を村が繰り上げ返済することが妥当かどうか、またできるのかどうか検討する余地はございます。いずれにいたしましても、こういった活動をしっかりを行い、新世紀工房の経営が少しでも早く健全化し、会社の本来の使命を全うできる会社にするよう努力をしてみたいと思いますので、御指導をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

ただいまの答弁の中で、幾つかちょっと注意点というか気づいたことの中に、先ほどの経常利益というか利益に対する最終的な損失の出方ですけれども、売上高が本来多いところに対して多い数字が出てこなきゃいけないのが、逆転現象が起きていまして、売上高が少ないところのほうが、より大きな利益が出ていて損失が発生するという、これが先ほど説明の中にありましたように、最終的には営業利益が出ているはずなのに、ハードにかかったお金がどんどん足を引っ張っている。ですから、先ほど村長が言われた、特に農業者に影響が出ていないというのは、多分ちょっと考え方の相違でありまして、機械とかに投資し過ぎた分が実は減価償却という形で押し寄せているのが現状で、それと減価償却の額というのは、意外と借金の返済額と大体シンクロしておりまして、借金をすることによって物が立つ、物を減価償却という形で経費で落としていきますので、ちょっと難しい話ですけど、元金の返済というのは通常は経費としてはみなされません。そのかわり、減価償却という形で負担をかけていくことになっています。

そこで1点だけ、僕の指摘の中で謝っておかなきゃいけないのは、工場を今回ピックアップしておいたところ、工場に関する利息はゼロということですので、これについてはちょっとおわびしたいと思います。ただし、元金返済はそのまま残っているのと、先ほど村長が言われましたように減価償却が足かせになっているというのは、まさに元金返済も連動しているということですので、その辺を、ちょっと解説を入れつつ指摘しておきたいと思います。

そこで、先ほどもう1個おっしゃいました、あくまでも社長にいろんな権限を与えたのは村であり村長でありということで、責任は私にあると。それはわかります。責任の所在を追及するのではありませんでしたらそれだけのことですが、先ほど村長が言われましたように、責任ではなく今後どうしていくかということがより大事だというときには、実は、認めたとか誰が許可を出したということではなく、今回の損失が誰の能力によってもたらされた損失であるかということをもう一度検討していただきたいと思います。そうすると、先ほどのところへ戻りますと、今、経常利益を出しているのは社長以下、従業員の経営努力の結果だと。それはその言葉どおり認めるとしましょう。そうし

たら、今度これだけの負担、要は過剰投資を発生させてしまった本来の責任は誰にあったのかというのをもう一度考えていただきますと、例えば村が投資を考えて、それを会社に押しつけたのであれば、それは村長でもいいかもしれませんが、全ての場合、社長のほうから提言があるものに対して認めていくという形で来ました。その結果、気がついてみたら売上高に対して投資額が常に足を引っ張っていて、一生懸命努力して営業しても、それが全てただの元金返済に回ってってしまうという現状があります。

そこで今回ですと、工場については新たな使用目的を提案されました。ただし、その提案は、最初工場を建てるのに投資したものに見合うものであるかということを考えてときに、やはりこれはいつまでたっても利益が村民にもたらされることもなく、会社に正しく利益を発生させることもできない。だからこそ、仕方がないので、投資した部分を一旦会社の負担から外さないと、幾ら現場で努力をしようが何をしようが、村長がどんなアイデアをぶち込もうが、いつまでたってもそれが改善されないという、表面上、結果をもたらされないかと。

そこで、先ほど村長も今後考えていくべきだと言ったことにつけ加えますが、あくまでも認めた責任が村にあり、最終的に議会が途中経過は認めていませんでしたが、予算の動きに関しては認めていった以上、その投資の部分の失敗だけ何とか穴埋めをし、そこから先は、とにかく営業努力に関しては正當にプラスが出てくるような方向をもう一回きちんと模索することで、まず労働意欲、それから経営努力の意欲をそがないということ。それから、村民に対しても何の負担に対して村が責任をとり、そのかわりといっちはなんですけど、村民の重荷をどう外していくかということをきっちり説明することで、新世紀工房という会社が疎まれるのではなく、またゼロから応援していただける企業に生まれ変わっていただきたいという願いも含めまして、ちょっと質問がこの中から拾っていただかなきゃいけませんので大変ですけども、村長のお考えを再度伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず会社本来の農業サポートの部門をしっかり分社化をして、今後の東白川の農業を支える。ライスセンターの問題とか、先ほど答弁したとおりでございますので、これは御理解をいただいきたいなあと考えております。この方法については、どういった制度を使うか、あるいはJAとの協力体制をどうつくるか、いろいろ課題がございますので、今後の検討できよう全てを答弁できることではございません。方向としてはそういう方向に決めております。

今御質問の、本来の有限会社新世紀工房が地域の活性化とか雇用の確保とか、あるいは道の駅の営業、こういったところで本来の姿を発揮できるようにしたい。これは私も議員と全く同じ思いでございますので、先ほど答弁させていただいたのは、過去のことを、これはもう今工場を潰して借金をなくするということはできないことではございますので、残された設備もできる限り有効に活用し、それを運用していく体制をつくり上げたいというふうに考えておるところであります。社長の一生懸命の考えもございますが、社員全員でやっていくという姿勢もつくり上げなければいけませ

んし、後継者問題も近いうちには出てくるというふうを考えております。

キャッシュフローがいいというのは、先ほど言いました営業利益があるということで、何とか今の借入金と、現実にはお金が要る借入金の返済と人件費等はショートせずに払っていきける状況であります。ただ財務バランスを見ると、将来に大きな負債を抱えていることは間違いございませんので、その辺のところについて、今議員御指摘の面も考案する必要はあろうかと思いますが、特に当座貸し越しの部分についてはJ Aとの兼ね合いもございませし、取締役会とのいろんな兼ね合いもございませので、先ほど言いました委員会の中で財務体質のバランスをちょっとどうするかということ、当座比率というようなちょっと専門的な言葉を使うわけですが、そういったところの改善が今のお話だということになってまいります、要は手元に幾らかしっかり回していきけるお金があって、しっかりと商売をやっていきけるという形になればいいわけです。減価償却費をこれから何年もかかって償却していくこと、そして研究開発費として計上されている部分についても同じことが言えますので、当分の間、分社化しましても黒字体質にはならないかもしれませんが、少なくとも営業活動において、今おっしゃったように、社員がしっかりと目的を持って会社設立の目的を達成していただけるような会社にしていききたいと考えております。

細かいことは、委員会をしっかりと立ち上げることがまずは私の責任と考えております。今ここで誰と誰と誰をお願いしてということはお答えできませんが、検討を今始めているところでございまして、今年度の新世紀工房の総会が19日にございます。ここでも株主、役員の方々にこのことをしっかりとお話をし、新しい体制で新しい再建計画を立てて、それに従って粛々とやるというふうを考えております。

議員の御指摘の部分はよく理解できましたし、なかなか答弁でしっかりとお答えできていないかもしれませんが、御指摘の内容は理解をしたつもりでございませので、財務体質の改善、そして営業目的、そして人的な活性化、こういったことも含めて会社をより魅力ある会社にして発展をさせていききたいと、こういうふうに結んで答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

分社化について質問もしくは要望になりますが、今、村長が簡単に分社化が可能であろうということで答弁なさっていますから、分社化においては負債をどう案分していくのかというときに、万が一、この農業関係を分社化し終わったときに、そちらのほうに、万が一、本来農業じゃないほうで発生していた負債等が移ってしまったときには、先ほど提案しております経営努力だけでそれを埋めていくというのは、ちょっと実は矛盾が残るような気がしますので、ぜひそのときこそ交付金等を使いながら、本来負うべきではない負担を軽減するような方向性を考えていただきたいと思いますので、それについてのお考えを述べることで、それをしっかりと発言していただければ、当初の僕の意でありました農業者のほうに余計な負担が行かないということの最終的な一つの解決になる

かと思しますので、ちょっとその考えだけ伺えれば伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

分社化は、一応、公社にするのか株式会社にするのかまだ決めておりませんが、農業サポート部門の借入金は引き継いでいく必要があります。ただし、今、議員御指摘のように、ほかの部門の借入金等を引き継ぐことは絶対にありません。ただ、今、会社が資産として上げている農機具等は全部新しい会社へ移す必要があります。このときに多分の資金が必要になってくる、こういうこともあります。そこら辺はしっかりとしてやりたいと思います。

ただもう一点、ペットボトル工場がございます。実は、ここは先ほどの再質問のところで、村が政策として新世紀工房にある程度やってもらいたいという形でつくった施設でありまして、それが御承知のとおり今稼働しておりません。ここの部分の借り入れについては、会社は既に返済をし終わっておりますので、返済はないわけですが、この施設の有効活用は村の課題として、これは残念ながら、すぐに分社化した会社に引き継いでこういったことをやるよという計画はまだございせんが、あれだけの施設もありますし、それに関係するノウハウは持っておるわけですので、何とか生かしたいなあというふうにも考えておるわけですが、またここについてはいろいろなアイデアがあったら御教授をいただきたいなあというふうに思います。このペットボトル工場を上手に使うということも、会社の再生の一つの手段になろうかなあというふうに考えております。これは御質問になかった部分ですが、現実としてペットボトル工場を所有しておるのは新世紀工房ということでございますので、お話をさせておっていただきます。

まとめになります。議員御指摘の内容をしっかりと踏まえて、新しい分社化について考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここでCATVが退室しますので、暫時休憩とさせていただきますが、1分か2分程度、ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 東白川村税条例の一

部を改正する条例についてから専第10号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第2号）までの8件を専決処分関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成27年6月16日提出、東白川村長。

- 記1. 東白川村税条例の一部を改正する条例について（別紙）。
2. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（別紙）。
3. 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第10号）（別紙）。
4. 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）（別紙）。
5. 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）（別紙）。
6. 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第1号）（別紙）。
7. 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）（別紙）。
8. 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第2号）（別紙）。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

専第3号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成27年3月31日、東白川村長。

1. 東白川村税条例の一部を改正する条例について。

次の1ページから46ページまで、東白川村税条例の一部を改正する条例を上げております。別添で議案説明資料を提出しております。新旧対照表に基づきまして説明をいたします。

それでは、説明資料の提出議案新旧対照表の1ページをごらんください。

東白川村税条例の一部改正、専決処分について。

専決理由として、平成27年度税制改正の大綱が平成27年1月14日に閣議決定され、4月1日から施行することに伴いました。それによりまして、東白川村税条例の一部改正を3月31日付で専決処分をしたものです。今回の税制改正は、主にふるさと納税の促進、マイナンバー制度、軽自動車税の税額改正に伴い、大幅に地方税法の準則の改正が行われましたことにより、東白川村税条例の一部を地方税法の改正に適合するように改正するものでございます。

第2条第5項から第6項で、納付書、納入書の記載事項の改正で、個人番号制度の導入に伴い、納税者及び法人をそれぞれ新たに番号で識別できるよう改正するものでございます。

次の8条から、次の8条の2、その次の8条の3、8条の4、8条の5、8条の6までにつきましては、村税等の徴収猶予、滞納処分における換価の猶予の期間または分割の期限、金額、納入方

法について新たに追加するものでございます。

次の16条におきましては、外国法人の所在場所の規定を恒久的施設とし、法人事業税との規定を統一するものでございます。

次の24条と26条は、法人の資本金及び所得割の課税標準の拡大等を改正するものでございます。

次の28条の2につきましては、住民税のふるさと納税等の寄附金控除の申請手続の簡素化、期限を定めるための改正でございます。

次の32条の6、32条の7は、法人税法改正に伴う改正でございます。

次の33条から151条までの条例につきましては、住民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税における各減免申請等の申請期限の期限を7日前までの規定がありましたものを削除することで柔軟化を図りました。個人番号及び法人番号等の規定についての改正でございます。

次に、附則第4条の3は、延滞金の納期限延長に係る特例でございます。

次の附則第5条の6の2は、個人の村民税の住宅ローン適用期限を2年延長する特例改正でございます。

次の附則第6条の2は、新たな特例で個人村民税の寄附金控除に係る申告、ふるさと納税等のワンストップ納税に対する特例でございます。

次の附則第7条の7は、新築住宅等における申告書に個人番号及び法人番号の記載についての改正で、次に第7条の7第9項においては、耐震改修に係る申告規定が新たに追加されました。

次の附則第8条、第8条の2、第9条、第12条の特例は、固定資産税、特別土地保有税の負担調整措置により3年延長される改正でございます。

次の附則第13条は、3輪以上の軽自動車税の税率の見直しで、平成27年4月以降登録した軽自動車税の税率が新たに改正されました。

次の附則第14条は、たばこ税率の特例法律改正で廃止となりました。

次の附則第18条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例適用を受けようとする者に対する申告書への記載事項に、個人番号及び法人番号の規定について改正がありました。

続きまして、45ページにつきましては、平成28年度以後の軽自動車税に伴う規定の準備で、初回車両番号指定から14年以上経過した3輪以上の軽自動車への税率改正及び軽自動車グリーンカー特例、ハイブリッドとか電気自動車の措置でございます。

次に原動機付自転車、2輪車に係る税率適用開始時期が1年延長に伴います措置でございます。

以上で税条例を終わります。

○議長（服田順次君）

続いて。

○村民課長（今井義尚君）

続きまして、専第4号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。
平成27年3月31日、東白川村長。

1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

説明資料の51ページをごらんください。

新旧対照表に基づきまして説明いたします。

専決理由としまして、平成27年度税制改正の大綱が平成27年1月14日の閣議決定において、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保についての措置として、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象者に係る所得判定基準が改正されました。平成27年4月1日から施行することに伴い、東白川村国民健康保険税条例の一部改正を3月31日付で専決処分したものです。

今回の改正内容といたしまして、賦課限度額の引き上げに伴いまして、国民健康保険税の医療保険賦課額に係る賦課限度額を現行「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行の「16万円」から「17万円」に、介護納付金賦課額の賦課限度額を現行の「14万円」から「16万円」に改正されました。

次に、軽減判定所得基準額の改正におきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定が現行「24万5,000円」から「26万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得算定額は現行「45万円」から「47万円」に改正されました。

以上が国保税条例でございます。

○議長（服田順次君）

説明中途でございますけれども、専第5号からは、ここで暫時休憩をとりまして、その後に行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで暫時休憩とします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで会議に入る前に御報告させていただきます。

先ほど休憩中に、総務常任委員会副委員長の桂川一喜君、産業建設常任委員会副委員長の安江祐策君から副委員長辞職願が提出されました。

そこで急遽、議員控室にて総務常任委員会並びに産業建設常任委員会が行われ、辞職が許可されました。

続いて、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の副委員長が委員会において互選されましたので、結果を次長から報告させます。

○議会事務局次長（安江由次君）

総務常任委員会副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務常任副委員長に今井美和議員、産業建設常任副委員長に今井美道議員、以上で報告を終わります。

○議長（服田順次君）

以上のとおり、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の副委員長が決定しましたので、報告をいたします。

それでは、会議に入りたいと思います。

専第5号の説明から入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

専第5号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。

早速で申しわけないんですが、次の平成「27」と書いてあるのを「26」に御訂正を願いたいと思います。

平成26年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,359万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読から5ページの補正予算事項別明細書の1. 総括の朗読を省略し、7ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入から説明を申し上げます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額257万7,000円の減額。1. 総務管理費補助金で、説明欄にございます社会保障・税番号制度関係システム整備補助金、額の確定による330万の減額と、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務費取扱交付金で72万3,000円が確定しましたので、差し引きで257万7,000円の減となりました。

13款3項3目民生費国庫委託金、補正額3万4,000円の減。1. 住民福祉費委託金で、説明欄にございます国民年金事務委託金確定による減でございます。

14款2項2目総務費県補助金、補正額25万円の減額につきましては、岐阜縣市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金の事業費の確定による減額でございます。

3目民生費県補助金、補正額1万4,000円の減。説明欄にございます福祉医療運営費補助金で審査手数料の減額でございます。

4目衛生費県補助金、補正額2,000円の減。6. 廃棄物対策費補助金で、立入検査市町村交付金の確定による減でございます。

6目農林水産業費県補助金、117万6,000円の減。2. 林業費補助金で、これは野生鳥獣被害防止助成金で9万5,000円の減、それから清流の国ぎふ森林・環境基金事業費補助金で額の確定による

88万1,000円の減、県単治山整備事業補助金で額の確定による20万円の減でございます。この合計で144万2,000円の減となっております。

14款3項2目総務費県委託金、補正額41万円の減。5. 統計調査費委託金で、説明欄にございます厚生統計調査委託金1,000円の追加、以下、学校基本調査委託金、工業統計調査委託金、岐阜県輸出関係統計調査委託金、農林業センサス委託金、国勢調査調査区設定委託金、それから経済センサス・商業統計委託金につきましては、ここに記載の金額を減額でございます。

15款2項2目不動産売払収入、補正額34万2,000円の追加。これは赤線分の売却による収入でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額55万円の追加。2. 総務費指定寄附金で、ふるさと思いやり基金指定寄附金、3名の方で45万円と、3節民生費指定寄附金で、社会福祉施設整備指定寄附金の10万円の追加でございます。

18款1項1目繰越金、補正額686万9,000円の減。前年度繰越金を減額するものでございます。

19款4項4目雑入、補正額636万1,000円。これはフォレストスタイルの使用料、事業費の確定による72万7,000円の減、鉄骨売払収入、鋼材等ですが5万円の追加、市町村振興協会交付金（サマーキャンプ）729万6,000円の追加、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、充電インフラ普及プロジェクト権利金につきましては、道の駅の急速充電器の関係の補助金の事業費の確定による減額と追加でございます。廃油販売代金、処分費で1,000円の追加、工事支障木売払収入21万3,000円の追加、物件移転補償費、南北橋下のごみ捨て場禁止看板のところの移転で、県より3,000円の追加、自動販売機の電気代ということで、庁舎の1階と別館の3階にございます自動販売機、公友会からのということで2万1,000円を追加するものでございます。

20款1項8目土木債、補正額はゼロで財源調整になるわけですが、4の公共事業等ということで橋梁修繕事業が200万の減、社会資本整備交付金事業で200万円の追加で財源調整となっております。次が歳出になります。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額45万円。これにつきましては、ふるさと思いやり基金積立金ということで45万円。

5目財産管理費は、総合行政情報システム運営費の財源補正ということで財源調整となっております。

6目企画費、同じく再生可能エネルギー推進事業ということで財源調整となっております。

2款5項1目統計調査費、補正額49万7,000円の減。説明欄にございます学校基本調査費につきましては、委託金の減による事業費の減ということで文具で調整。厚生統計調査費については財源調整で、委託金の増を一般財源で減額するもの。それから農林業センサスにつきましては、委託金の24万円の減と一般財源4万4,000円を減じて、報酬、賃金、旅費、需用費でそれぞれの金額を減額するものでございます。

次に11ページの岐阜県輸出統計調査費、委託金の減を報酬で減額するものでございます。国勢調

査費につきましては、委託金が2万2,000円の減、一般財源3,000円で事務用消耗品費と切手代で減額するものでございます。工業統計調査費につきましては、委託金5万円の減を調査員報酬、文具類、郵便料等で減額するものでございます。経済センサスー基礎調査・商業統計ということで、委託金9万5,000円と一般財源3万9,000円を減額ということで、内訳は調査員報酬、臨時雇用賃金、事務用消耗品費、会議費等で減額するものでございます。

3款1項1目住民福祉費、補正額ゼロ。国民年金事務委託金の減額分を財源補正するものでございます。

2目福祉医療費につきましても、福祉医療費県補助金の減額分を一般財源で調整するものでございます。

3目保健福祉費、10万円追加。これにつきましては、指定寄附金で社会福祉施設整備基金積立金を基金積み立てを行うものでございます。

4款1項2目予防費、補正額5万7,000円の追加。健康増進事業（がん検診）に係る事業費の確定で返還金が発生しましたので、5万7,000円を追加するものでございます。

6目廃棄物対策費、補正額ゼロ。これにつきましては一般廃棄物対策費、油代の収入を一般財源で調整するものと、産業廃棄物対策事業費ということで、立ち入り調査の減額分を一般財源で調整するものでございます。

6款2項2目林業振興費、補正額38万7,000円の減。これは有害鳥獣捕獲事業で、補助金9万5,000円の減と一般財源8万2,000円を、13ページにあります有害鳥獣捕獲報償金と、それから野猪捕獲柵購入補助金6万円を減額するものでございます。産直住宅総合対策事業費、産直住宅建設支援事業補助金が30棟計画のところ24棟で確定しましたので、6棟分21万円を減額するものでございます。清流の国ぎふ森林・環境税事業につきましては、里山整備事業の関係で財源調整をするものでございます。

3目林道総務費、補正額4,000円。これは、小峠林道測量設計委託料の減ということでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額101万3,000円の減。商工振興費一般で補助金3種類ですが、商工業設備資金利子補給補助金80万円、中小企業退職金共済制度補助金14万5,000円、商工業新規開業支援補助金ということで6万8,000円、それぞれ事業費の確定による減でございます。

2. 地域づくり推進費140万7,000円の減。住宅対策推進事業費委託料でエコトピア住宅道路付替工事測量設計委託料が確定しましたので、42万7,000円を減額するものでございます。雇用促進奨励事業、雇用促進奨励助成金5人分を減額するもので100万円の減、フォレストスタイル事業につきましては、事業費の確定による使用料の減で財源調整をするものでございます。地域おこし協力隊事業につきましては、協力隊員の時間外手当の分が不足しましたので、2万円を追加したものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額94万3,000円の減。公共施設等自主修繕支援事業費ということで、事業費の確定による94万3,000円を減額するものでございます。

2. 地籍調査費13万3,000円の減。これにつきましては、地籍調査事業で備品を購入したわけですが、大型コピー機の購入費が確定しましたので、13万3,000円を減額するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額30万2,000円の減。道路橋梁維持事業ということで、黒川東白川トンネルの電気代の負担金が、事業費の確定により白川60、東白川40の割合で算出される金額から、30万2,000円を減額するものでございます。社会資本整備総合交付金事業、橋梁修繕事業との組み替えということで財源調整でございます。道の駅管理費49万6,000円の急速充電器に係る収入の減を一般財源で財源調整を行うものでございます。

8款3項2目住宅建設費、補正額ゼロで、村営住宅の単独建設事業で五加運動場内の移転補償費3,000円が発生しましたので、一般財源をもって3,000円減額するものでございます。

8款4項1目河川砂防費、補正額ゼロ。これにつきましては、河川砂防事業で、県単急傾斜地崩壊対策で工事による支障木の売り払い収入が21万3,000円ございましたので、一般財源で調整するものでございます。

以上、3月31日付で407万9,000円の減額処分をさせていただきました。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

専第6号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）。

平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,908万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年3月31日、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読は省略させていただきます。説明資料の7ページの歳入から説明いたします。

2. 歳入。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額が271万7,000円とありますが、国庫補助金額の確定に伴って特別調整交付金として271万7,000円を増額補正するものです。

次に10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は補正額10万円。前年度繰越金から増額補正するものです。

3. 歳出。

10款1項1目一般被保険者保険料還付金ということで、補正額が10万円。この補正額に関しましては、一般被保険者保険料還付金ということで過年度分の還付金が発生いたしまして、不足分を補正するものでございます。

10款2項1目直診施設繰出金、補正額271万7,000円。これの補正に関しましては、直営診療施設

会計繰出金として繰り出すものでございます。

以上、国民健康保険特別会計でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○診療所事務局長（安江良浩君）

専第7号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。

平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,868万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表及び5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

5款3項1目国保事業勘定繰入金271万7,000円の補正でございます。先ほど国保の特別会計でも説明がございましたが、これは平成26年度の国民健康保険調整交付金のうち、僻地直営診療所運営費分の交付金でございます。3月31日付で算定基準が改正された結果、再計算をした結果、271万7,000円の増額で村へ交付されるということで、国保診療所特別会計のほうへ受け入れるものでございます。

続きまして、6款1項1目繰越金、補正額267万5,000円の減でございます。これは前年度繰越金でございます。

続きまして、8款1項1目指定寄附金10万円。診療所の施設整備の指定寄附金でございます。小池正憲様から御寄附をいただいております。

続きまして、歳出でございます。

2款1項2目医療管理費4万2,000円の補正でございます。これは償還金、利子及び割引料4万2,000円でございます。ここにつきましては、前年度の医療整備補助金返還金ということで、平成25年に胃カメラ、それから骨密度の測定器等を購入しておりますが、補助金の精算をした結果、4万2,000円の返還を求められたものでございまして、返還したものでございます。

続きまして、3款1項1目基金積立金10万円、ここは指定寄附金をいただいたものを医療設備等整備基金のほうへ積み立てするものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

専第8号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。

平成27年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,760万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年4月24日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の説明を省略し、5ページの補正予算事項別明細書、1. 総括の朗読を省略し、7ページの2. 歳入から御説明申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額24万円の追加。説明欄にございます普通交付税でございます。

19款4項4目雑入、補正額36万円の追加。岐阜県山林協会森林・環境啓発事業補助金でございます。

3. 歳出。

6款2項2目林業振興費、補正額60万円。これは全国育樹祭支援事業ということで、6月6日に道の駅で行われました100年の森づくりリレー事業でございます。これにかかります支援事業の出演者への報酬7万円、それから事業系消耗品費、食糧費5万円、使用料としてテントのリース料48万円をそれぞれ24日に専決処分し、対応させていただいたものでございます。以上です。

○議長(服田順次君)

診療所事務局長 安江良浩君。

○診療所事務局長(安江良浩君)

専第9号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,089万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年4月24日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表及び5ページ、6ページの事項別明細書は省略させていただきます、7ページの歳入から説明させていただきます。

5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額119万4,000円。

続きまして、歳出でございます。

2款1項2目医療管理費、補正額119万4,000円。備品購入費で119万4,000円でございます。この備品ですが、高周波焼灼装置というもので、高周波で体内の生体やポリープを切除する装置でございます。高周波を発する、施術する先端の部分が故障しまして、機器も古いものでございまして、先端部分の取りかえがきかないということで、もとの光源装置というものがございまして、これを含めて一式購入することになりました。検査の時期が迫っておりましたので、専決で購入させていただいたものでございます。なお、この財源として、先ほど説明しました施設整備の基金を繰り入

れさせていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

専第10号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年5月15日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正及び5ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額330万円の追加。これは普通交付税でございます。

3. 歳出。

6款1項4目農業構造改善事業費、補正額330万円の追加。工事請負費で農業構造改善事業工事請負費330万円の追加でございます。平成12年に導入しました茶の里会館の空調設備が故障し、運営に支障を来さないようにするために、交換費用を5月15日専決処分により対応させていただいたものを報告させていただきます。御承認をお願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第3号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてから専第10号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第2号）までの8件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第3号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてか

ら専第10号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第2号）までの8件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第43号及び議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第43号 東白川村道の路線廃止について及び日程第9、議案第44号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

議案第43号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成27年6月16日提出、東白川村長。

次のページに参りまして、整理番号、路線名、起点、終点の順に朗読をさせていただきます。

1. 尾比良線、起点、大字神土字外山3293番の3地先、終点、大字神土字外山3295番の1地先。
2. 本瀧線、起点、大字五加字本瀧1468番の1地先、終点、大字五加字大九合1539番の1地先。
3. 大九合線、起点、大字五加字本瀧1477番の1地先、終点、大字五加字大九合1520番の8地先。

続きまして、議案第44号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成27年6月16日提出、東白川村長。

次頁へ参りまして、1. 新田線、起点が大字神土字新田2189番2地先、終点、大字神土字中ノ垣外2211番5地先。2. 清水線、大字神土字清水2255番4地先、大字神土字清水2241番2地先。3. 尾比良線、大字神土字外山3286番6地先、大字神土字尾比良3340番3地先。4. 尾敷洞線、大字神土字ソデ4903番地先、大字神土字尾敷洞4951番2地先。5. 田の頭比良線、大字五加字田ノ頭比良907番1地先、大字五加字段ノ上920番1地先。6. 大下り線、大字五加字上ミ切1299番地先、大字五加字大下り1265番地先。7. 林淵線、大字五加字下モ切1323番2地先、大字五加字小下利1329番3地先。8. オートキャンプ場線、大字五加字永畑尻1345番2地先、大字五加字永畑尻1348番1地先。9. 本瀧線、大字五加字本瀧1466番5地先、大字五加字大九合1520番地先。次のページへ参りまして、10. 大九合線、大字五加字本瀧1479番3地先、大字五加字上ハ支田1495番1地先。11. 陰地3号線、大字越原字陰地1077番2地先、大字越原字陰地1071番3地先。12. 陰地4号線、大字越原字陰地1025番1地先、大字越原字陰地1040番2地先。

では、議案の説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

これは新田線の認定に係る位置図でございます。親田地内等の数字です。起点は、左上から斜め下へ下ってまいりました3差路のところを起点といたしまして、終点が基幹農道と神明線との3差路を結ぶ222メートルの区間でございます。

次に2ページへ参りまして、これは清水線の認定に係るものでございます。同じく親田地内でございます。起点は、岩屋線との交点から圃場整備により改正された区間の終点を終点としております。営農事業、林業、作業道と接続により公的性格が高いということで、44.8メートルの間の指定で認定を行っております。

次、3ページへ参りまして、これは尾比良線の廃止と認定をあらわしております。神付地内でございます。道路法によりますと、起終点の変更につきましては、旧路線を廃止して新路線を新たに認定するという手続をとることになっておりますので、廃止と認定を行っております。起点につきましては、前洞線との交点で変更はございません。終点につきましては、旧終点が有機プラントのところまでございましたが、それを上の神付配水池までの間に延ばして終点を変更しております。延長約292.8メートルの間を指定しております。

4ページへ参りまして、尾敷洞線の認定の地図でございます。これは西洞地内になります。起点が袖線との交点を起点といたしまして、今井秀雄氏宅を終点としております。営農生活道路、農林業利用等の公的性のため、延長145.6メートルの間を認定させていただいております。

5ページへ参りまして、田の頭比良線の認定でございます。これは柏本地内でございます。柏本南線との交点を起点といたしまして、終点を柏本・宮代線の間328.3メートルの間を認定するものです。村道と村道を結ぶということで認定としております。

それから6ページでございますが、大下り線の認定でございます。これは宮代地内となります。起点は大沢・柏本線との交点を起点といたしまして、主要地方道下呂・白川線との交点を終点とした47.4メートルの間を認定しております。

7ページですが、林淵線の認定に係るものでございます。同じく宮代地内ということで、大沢・柏本線との交点を起点とし、主要地方道下呂・白川線と交差、一部併用し、圃場整備で改正された道路の終点を終点としております。延長173.3メートルの認定をしております。

8ページへ参りまして、オートキャンプ場線の認定に係るものでございます。同じく宮代地内でございます。主要地方道下呂・白川線との交点を起点とし、宮代オートキャンプ場への間を村道ということで109.5メートルを認定しております。

9ページへ参りまして、まず本瀧線、これは先ほどと同じように廃止と認定を行っております。これは大沢地内でございます。起点としましては、主要地方道下呂・白川線、それから旧の路線につきましては、圃場整備による道路網の整備によりまして、大九合線との交点へ持って行くように変更したということで廃止を行い、延長121.2メートルについて認定をしております。

それから左の大九合線ですけれども、これも同じく廃止と認定を行っております。起点は主要地方道下呂・白川線との交点で、終点は旧路線については道路網の整備により延長し、最終の今井恒満氏宅までに変更しております。延長194.1メートルについて認定をしております。

次、10ページでございますが、まず陰地3号線は認定でございます。陰地1号線との交点を起点といたしまして、陰地2号線との交点を終点とし、村道と村道を結ぶということで49メートル間を認定しております。

それから陰地4号線の認定に関するものでございます。これは陰地1号線との交点を起点といたしまして、国道256号との交点を終点としております。これも同じく主要地方道と村道を結ぶということで延長107.2メートルについて認定をしております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、説明がありました中で、宮代地内の大下り線ということで、県道から村道へ行く47.4メートルのところですが、この道路のところから前から気になっておったんですけれども、この村道のところの角のところは、浄化槽というかマンホールと、それから村道との境、村道になるわけですが、この境のところの表示がちょっとわからずに、マンホールのところの上部の表面のセメントがちょっとひび割れをしておったり、現状はいろいろしておるわけですが、これはつくるときにまだ村道ではなかったし、今度村道になるわけですが、一回ちょっとその辺を調査して、マンホールと村道との境というかその辺のあれをしないと、このマンホール自体が長年使うとちょっと傷みかけておりますので、一回そこら辺ちょっとよく調べていただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

この浄化槽の状況をよく調査いたしまして、対応する必要がございましたら対応する方向で検討したいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村道の路線廃止について及び議案第44号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村道の路線廃止について及び議案第44号 東白川村道の路線認定についての2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第45号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第45号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年6月16日提出、東白川村長。

資料説明を新旧対照表で行いたいと思います。新旧対照表の53ページをごらんください。

今回の改正におきましては、地域医療費及び介護費用を総合的に確保することを推進するため、関係法令が平成26年法律第83号において低所得者に係る保険料軽減強化が示されました。このため、所得段階が9段階ある中で、低所得者の第1段階の基準算定率が現行0.50から0.45に改められました。これによりまして、現行2万8,200円から、改正後2万5,300円の軽減額となります。この改正は、平成27年から29年までの介護保険に適用されます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号から議案第52号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第46号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第52号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江良浩君。

○診療所事務局長（安江良浩君）

議案第46号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年6月16日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第7の表中「処遇改善手当」の金額7,000円を1万円に改める。

新旧対照表の一番最後のページ、55ページをごらんいただきたいと思います。

別表第7のうち、手当の処遇改善手当がございます。対象となるのは、診療所の介護職員ということで、今回一月につき7,000円を1万円に改正させていただくものでございます。これは、介護保険の報酬の改定がございまして、1.5%から2.7%に引き上げられたということで、ここの引き上げられた分の一部を介護職員の手当のほうに反映させるものでございます。また、もう一度前へ戻っていただきまして、改正分の附則でございます。

（施行期日）この条例は、平成27年7月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 樋口章久君。

○産業振興課長（樋口章久君）

議案第47号 東白川村家畜診療所設置条例を廃止する条例について。東白川村家畜診療所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。平成27年6月16日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村家畜診療所設置条例を廃止する条例。

東白川村家畜診療所設置条例は、廃止する。附則、この条例は公布の日から施行するということで、中津川市の家畜診療所へ診療行為を委託したということで、このことによりまして、農業共済の保険料も今まで東白川村の会計を通っておりましたけれども、今後は中津川市へ直接入るということで、この条例が必要でなくなりましたので、条例を廃止するというものです。以上でございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第48号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,279万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,369万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年6月16日提出、東白川村長。

5ページの第2表 地方債補正の表をごらんいただきたいと思います。

変更で、起債の目的と変更後の限度額について御説明を申し上げ、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございませんので、省略をさせていただきます。

起債の目的、自然災害防止事業、限度額が一般単独事業債270万円を追加し、2,440万円。過疎対策事業270万円を減額し、1億2,090万円に変更する。以上でございます。

次に、7ページの補正予算の事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、9ページの2.歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額7,369万9,000円の追加。普通交付税でございます。

11款2項6目農林水産業費負担金3万円の追加。林道奥新田線の舗装工事負担金でございます。

12款2項6目農林水産業費手数料、補正額42万3,000円の減額でございます。先ほど説明がございました家畜診療所に係る経費のうち、中津川市への委託金の確定に伴いまして家畜診療費等14万7,000円の減、嘱託診療費、農業共済組合からの手数料ですが、27万6,000円を減額するものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額210万円の追加。総務管理費補助金で、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金ということで、Wi-Fiの公衆無線LANの環境整備に伴う総務省補助金でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額312万円の追加。林業費補助金で県単林道事業補助金40万円と、県単治山整備事業補助金272万円を追加するものでございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額4,000円の追加。岐阜県町村会の特別寄附金4,000円、確定によるものでございます。

2目指定寄附金、補正額62万円。総務費指定寄附金で、ふるさと思いやり基金指定寄附金29名の方からいただいたものでございます。

17款1項15目ふるさと思いやり基金繰入金、補正額50万円。ふるさと思いやり基金繰入金で中学校の吹奏楽部の楽器整備に向けるものでございます。

19款4項4目雑入、補正額3,314万6,000円の追加。説明欄でフォレストスタイル事業の使用料300万円の減、農業共済組合交付金70万円の減、コミュニティー助成金150万円の追加、（財）とうしん地域振興協力基金助成金、つちのこフェスタ分5万円、お松さま祭り分5万円、新聞広告費、これ

はフォレストスタイルの情報雑誌への広告負担金で20万円の減、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これは越原センターの太陽光発電の補助金の内定によるもので、3,544万5,000円の追加、過年度分可茂地域病院群輪番制病院整備事業費補助金消費税返納金ということで1,000円の追加。

20款1項6目農林水産業債、補正額ゼロで、過疎対策事業債で農地流動化奨励事業300万円の減と、県単林道分30万円を追加するものと、5の一般単独事業債ということで自然災害防止事業、治山に係る分270万円を財源調整を行うものでございます。

3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額85万9,000円の追加。議会事務局費で人件費の人事異動に伴います一般職員の給料、職員手当、共済費でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額281万6,000円の減。これも人事異動によります新規採用職員、当初予算で2名の総務課に配属しておったものを1名が教育委員会に配属がえになりましたので、その分の減額と、次のページのほうへ行きまして、管理職手当、今回算定率を70%から80%に引き上げた関係で、3人分で27万6,000円の追加、それから住宅手当で職員が白川町のアパートに入居した関係で26万4,000円の追加、それから退職手当組合負担金257万5,000円の減ということですが、退職手当組合負担金につきましては、一般職員については、1,000分の160を毎月年12回、岐阜県市町村職員退職手当組合のほうへ支出をしておるわけですが、23年度から26年度までの過払い分について過誤調整が発生しました。今年度支出額から減額差し引きをさせていただいて、今年度見込み額に不用額が見込まれるため、今回257万5,000円を減額するものでございます。共済費につきましては71万1,000円の減、需用費のその他印刷製本費につきましては、ふるさと思いやり寄附金の振込用紙の印刷代、郵便料につきましては、それに伴いますお礼状、領収書等の郵便料15万7,000円、手数料でふるさと寄附金コンビニ等決済手数料1万8,000円と、薬剤等処分手数料ということで、村民センターの情報室にあります薬剤110点、それから保健センターにございます同じく薬剤21点、合わせて55万1,000円を専門業者に委託して処分をする手数料でございます。村民センターの修繕工事費につきましては、教育委員会の事務室の改修ということで、現在、県との財産処分の協議を行っておりますが、これが調いましたら、内壁、それから入り口のドア等の内装を改修する予定で93万9,000円を追加するものでございます。ふるさと思いやり基金については、4月分29名分62万円を積み立てするものでございます。

職員研修費委託料で、これにつきましては21万1,000円で職員の研修ということで、ビジネスマナー基礎研修ということで3時間コースを昼と夜の2回、テキスト代を含めて開催をしたいということと、もう一つは、高所作業車講習負担金ということで、加茂自動車学校で月1回行われております講習に5人の職員が希望しております、2日間で12時間コースということで、これの負担金19万5,000円を追加するものでございます。

総務管理費各種負担金ということで、可茂町村会特別負担金、花フェスタのナイトイベントが開催されておるわけですが、均等割と人口割による負担金ということで、町村会へ12万4,000円を負担するものでございます。

自治会等運営支援事業、事務用消耗品費ということで、第1回の事務嘱託委員会議で、自治会長さんから各集落への配布物について配布用の資材を交付できないかということで希望がございましたので、A4のビニール袋を配布できるようなふうに準備をしたいということで、3万9,000円を追加するものでございます。

マイナンバー制度の活用費ということで、村民向け、村内向けのPR啓発用のパンフレットを作成するというので、1,000部を予定しておりましたが、11万7,000円を追加するものでございます。

3目の財政管理費で21万6,000円の追加。委託料で、総務省の会計方式の研修ということで、固定資産台帳の仕訳、複式簿記等について講習について委託料を補正するものでございます。

5目財産管理費38万9,000円の追加。庁用車の自動車保険料、任意保険料1,000円の追加と、住民記録システムの改修委託料ということで、これは可茂消防事務組合の一斉通信システムについて、個人情報の抽出通報システムを年1回更新するというので、38万8,000円を追加するものでございます。

6目企画費3,544万7,000円の追加。これは越原センターの太陽光発電等の工事に伴います工事の設計監理委託料182万6,000円と、工事費のほうで3,362万1,000円、発電能力につきましては10.9キロワットの発電装置、蓄電池については15キロワットの蓄電能力を持つもので、モジュールで42枚ほどの計画でございます。環境省の委託先の事業ということで、10分の10で実施できるものでございます。2月末完成予定でございます。

7目交通安全対策費、補正額30万7,000円です。交通安全対策の防犯灯の設置工事ということで、要望がございました宮代で1灯、それから中谷から西洞間で3灯ということで30万7,000円。

10目地域情報化事業費545万1,000円の追加。説明欄でCATV機器管理運営事業60万3,000円につきましては、工事請負費で西洞の今井秀雄さん周辺の電柱移転工事41万1,000円の追加、伝送路布設工事、これは日向地内で大明神木材付近ですが、19万2,000円の追加、FM告知放送設置工事ということで1,663万2,000円の追加ですが、これにつきましては、下の備品購入費、FM告知端末をそのまま備品を減額して工事費のほうに組み替えをさせていただいて、当初2本で計画した契約を1本で競争原理にしたいということで組み替えをするものでございます。

次に、東白川村無線LAN環境整備事業484万8,000円の追加、Wi-Fiのステーション設備工事でございます。メインポール、それからアクセス装置等、伝送設備を含めた基盤を整備するものでございます。

2款2項1目税務総務費、補正額34万1,000円の追加。税務総務費の人事異動に伴います人件費の追加で、一般職員の給料16万1,000円と職員手当14万8,000円、共済費3万2,000円となっておりますが、うち1名を7月1日から12月末まで中濃県税のほうへ派遣に参加させるということで、これに伴いまして、通勤手当8万円、住居手当20万7,000円を追加するものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費119万1,000円の追加。これは、人事異動に伴います人件費の補正でございます。一般職員給70万8,000円、職員手当25万円、それから共済費23万3,000円となっております。

3款1項1目住民福祉費、補正額30万6,000円の減。住民福祉費一般でございます。これも人事異動に伴います予算の組み替えでございます。

次に、3目の保健福祉費32万8,000円の減。これにつきましても人事異動に伴います人件費の補正でございます。36万1,000円の減。それから障害者地域生活支援事業につきましても、自立支援システムの改修委託料ということで、額の確定による不足額の追加ということで3万3,000円を追加するものでございます。

4目老人福祉費337万1,000円の追加。これにつきましては、高齢者交流サロンの整備事業ということで、準備に当たって新たな課題への対応ということで、附帯工事として建築確認申請に添付する地質調査業務委託料6万円、工事費で平用水修繕工事250万円、これは安全確保が目的になりますが、上下水道の本管接続工事、施設の基盤整備ということで77万1,000円、N T T電柱の移転工事、配置上の課題を解決するためということで4万円を追加するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額1万9,000円の減。子育て支援総合推進事業ということで、高校生通学支援事業の申請手続に必要な郵便料2万5,000円を追加するものでございます。子育て支援室運営事業4万4,000円の減、人事異動に伴います人件費の補正ということでございます。

次に、2目認可保育所費2,000円の減。年間所要見込み額から共済費2,000円を減額するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額76万7,000円の追加。これは人事異動に伴います職員の支出見直しによりまして、診療所の事務局長の給料をここから、元来事務局長の分が診療所に出ておりましたが、そちらは次長の給料に充てるとということで、この組み替えによりまして76万7,000円を追加するものでございます。

2目予防費、補正額1,000円。これにつきましては、がん検診の前年度推進事業補助金に返還金が発生しましたので、1,000円を追加するものでございます。

3目母子健康センター費3,000円の減。年間所要見込み額から3,000円を減額するものでございます。

5目環境対策費112万1,000円追加。これも人事異動によりまして人件費の組み替えでございます。

20ページの説明欄の共済費の下、繰出金ですが、簡易水道特別会計の繰出金も人事異動に伴います人件費の減額分の繰出金の減ということで、196万9,000円を減額するものでございます。自然保護事業費、景観保全事業補助金ということで当初3地区で予定しておりましたが、2地区希望が出てまいりまして、1地区20万円で40万円を追加するものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額1,000円の減。これも年間所要額から共済費を1,000円減額するものでございます。

2目農業総務費58万6,000円の減。これも人事異動に伴います職員給の組み替えで、58万6,000円の減となっております。

21ページの一番上で超勤手当となっておりますが、課の職員数減による勤務時間割が1人当たり多少ふえてきた関係で、時間外勤務の増に伴います増額ということで今回15万9,000円を追加させ

ていただきます。

3目農業振興費327万円の減。説明欄の耕作放棄地対策事業費、農地流動化奨励補助金ということで、26年度補正、地方創生が二重の計上がございますので、今回整理をさせていただくということで、大明神と親田集落営農分308万3,000円を皆減、園芸対策費につきましては、新世紀工房のブルーベリーの試験地の栽培の鳥獣対策資材、ネットを園芸振興対策事業補助金ということで事業費の2分の1以内ということで、70万円を今回出させておっていただきます。農業振興費各種補助金、野猪防護柵設置補助金ということで、国事業の不採択のため、村単で日向地区の540メートル分を今回防護柵を事業化させていただくものでございます。茶業振興対策事業、補助金のうち茶品質向上対策補助金、茶業振興会へ41万4,000円の追加、これにつきましては品評会の出点数の割り当てが1点ふえてまいりまして、生葉代、摘採、それから加工に要する賃金等で41万4,000円、1点分を追加するものと茶販売拡大対策支援補助金ということで、26年度の地方創生で計上して繰越事業で対応させていただきます。それで27年度から減額するというので、五加の分100万円、それから東白川製茶の分104万3,000円、合わせて204万3,000円を減額させていただくものでございます。集落営農推進事業14万2,000円の追加、大明神集落営農と親田集落営農につきまして、営農用施設等整備事業で資材置き場の確保経費が確定しましたので、14万2,000円ほど不足するというので、4分の3相当額で14万2,000円を追加するものでございます。

4目農業構造改善事業費77万9,000円の追加。工事費で公園化構想推進事業、瀬音公園の改修工事ということで、浄化槽連結工事ということで排水路85メートル分を追加するものでございます。

6款1項5目山村振興事業費、補正額17万9,000円の追加。これも工事費でございますが、つちのご館の空調設備を平成4年に整備をしておりますが、当初見積もり機種が製造中止となっております、再見積もりによりまして17万9,000円ほど追加が必要になったということで今回出させておっていただきます。

6目畜産業費62万1,000円の減。先ほども出ております家畜診療関係は、中津川市との協定で協定額が確定した関係で、獣医師の設置負担金50万円の減と家畜診療負担金12万1,000円を減額するものでございます。

7目農地費5,000円の追加。これにつきましては中通農村公園の汲取料5,000円を追加するものでございます。

6款2項1目林業総務費、補正額10万3,000円の追加は、4月1日より給料表の見直しを行っておりますが、係長が3級から4級に見直しをした関係ではね返り分ということで、給料、手当、共済費について今回補正をさせていただくものでございます。

2目林業振興費、補正額636万5,000円。一般林業振興費で負担金になりますが、生活環境改善・里山整備補助金でございます。尾根筋伐採について県の採択が得られませんでしたので、今回2番目になります事業費の比較的少ないところということで、加舎尾地内の大畑地区になりますが、200万円で村単事業として提出をさせていただいていただきます。村有林管理事業、公有財産の購入費ということで、下親田の有田房雄さん名義の11.18ヘクタール1筆地で、立木を含みまして企業植

林の場所がなくなってきておる関係と、それから残土処理場として求める要望がございまして、これへの活用も含めまして、今回購入したいということで436万5,000円追加させていただきま

す。
3 目林道総務費639万円の追加。委託料で土橋谷流路工測量設計委託料15万円の追加と、工事請負費で奥新田線の舗装80万円、反歩向谷流路工の治山工事544万円を追加するものでございます。

7 款 1 項 1 目商工振興費、補正額112万8,000円の追加。商工振興費一般で職員手当13万9,000円、共済費1万1,000円の減と、次のページで商工業新規開業支援補助金100万円につきましては、日向の安江庄吉さんの息子さん、亮太君ですが、システムエンジンの弱電設備取扱事業を始められるということで、これの経費の2分の1を助成するというので100万円でございます。

2. 地域づくり推進費2,802万6,000円の追加。住宅対策推進事業ということで、エコトピア住宅の道路のつけかえ工事4,016万4,000円、補償・賠償金関係では、水槽移転補償費86万4,000円、中電の移転補償費65万7,000円、それから水道関係の繰出金ということで簡易水道特別会計繰出金216万円、交流事業につきましては、東京東白川クラブ60周年記念イベントでマイクロバスで参加していただきますが、駐車料金1万円と負担金で総会負担金ということで、アトラクションに出演をいただく檜茶太鼓の皆さんと対象者全員の負担金9万9,000円を追加するものでございます。

イベント支援事業、財団法人とうしのほうからいただきました、つちのこ実行委員会、お松さま祭り実行委員会のほうへ、それぞれ5万円ずつでイベント支援事業補助金ということで10万円を追加するものでございます。

イメージアップ事業、これはコミュニティー事業助成金でございます。コミュニティー助成につきましては、前年の10月10日で関係団体のほうへ要望しておりまして、今回内定が参りました。檜茶太鼓12台、はっぴ20枚を整備するという経費150万円でございます。補助金として申請します。

観光振興事業、東白川村観光協会のほうから、アユの友釣り専用区3区に稚アユを各50キロずつ放流したいということで2分の1額、17万3,000円を追加するものでございます。

25ページのほうへ参りまして、フォレストスタイル事業につきましては、地方創生の26年度補正の繰越事業対応分でございますので、全額を減額するというので1,770万1,000円を減額するものでございます。

8 款 1 項 1 目土木総務費147万2,000円の追加。土木総務費一般で人件費の組み替えによるものと、3級から4級への改定分のはね返し分でございます。旅費につきましては、職員普通旅費とございますが、橋梁点検の初任者研修に宿泊を含めて2名参加したいということで6万7,000円の追加、事業費のほうで、文書キャビネット修繕料につきましては、事務所の配置がえに伴いましてキャビネットを整備したわけですが、耐震補強のために10万円を追加するものでございます。委託料は、CADシステムの保守委託料、年間所要見込み額から1万7,000円が不足すると見込まれますので、対応分としてこれを追加するものと、ライセンスのほうでは1名分ということで16万2,000円の追加、駐車料金につきましては研修時の駐車料金ということで1万円を追加するもの、負担金は道路管理実務者講習負担金ということで2名の者が希望しておりますので1万4,000円の追加と、生活

道整備補助金、4名の方から新たに申請がございまして105万2,000円を追加するものでございます。

2. 地籍調査費4万8,000円の追加。対象外事業ということで、職員普通旅費で静岡、三重のほうへ宿泊費を含めて研修に行きたいということで2万4,000円の追加、有料道路料金につきましても、同じく2名分で2万4,000円を追加するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額1,017万3,000円の追加。委託料で木屋下線、栃山になりますが、道路改良及び曲坂の笹屋線の待避所設置測量設計委託料427万3,000円の追加、使用料では道路維持管理費機械借上料ということで簡易修繕に係る経費110万円の追加、工事請負費につきましては、上親田線の路面と五葉・神付線の路側の改良ということで480万円を追加するものでございます。

3項1目住宅管理費1,217万2,000円の追加。住宅管理費で、施設修繕料につきましては平西住宅の修繕費10万8,000円の追加、それから使用料及び賃借料につきましては平中の住宅を取得し、住めるようなふうに改修をする条件整備ということで、まず下水の使用料につきましては、平中管理組合のほうへ支払う分ということで8万1,000円、村営住宅賃借料につきましては、購入契約が調うまでの賃借料ということで24万円の追加、工事請負費は村営住宅改築工事ということで、平中のリフォームに係る経費568万円の追加、村営住宅下水道工事、平中の管理組合のほうに加入するもので、国道256号の通行どめをしながら工事が必要になってまいります、経費として384万円を追加するものでございます。公有財産購入費で村営住宅建物等購入費、平の安江明憲氏から購入するもので、木造2階建約184平米になりますが、222万3,000円となっております。

8款4項1目河川砂防費、補正額123万4,000円の追加。平の大坪孝由氏裏の急傾斜地対策ということで123万4,000円を追加するものでございます。

9款1項3目災害対策費、補正額64万8,000円の追加。昨年度、防災行政無線を整備させていただきましたが、8施設ほど難聴施設がございまして。この解消のためにアンテナ修繕を行うもので、村単事業で機能を確保したいということで、修繕ということで64万8,000円を追加するものでございます。

10款1項2目教育委員会事務局費、補正額126万4,000円の追加。人事異動に伴います新採及び職員の配置がえに伴います人件費の追加ということで126万4,000円、給料、手当、共済費でございます。

10款2項1目学校管理費、補正額7万7,000円の減。小学校管理費の賃金ですが、学校用務員の配置がえに伴いまして、小学校については31万5,000円の減、合わせて施設修繕料ということで、受水槽ドレンバルブの取りかえ費用23万8,000円を追加するものでございます。

3項1目学校管理費、中学校管理費で125万7,000円の追加。ここは賃金で、配置がえに伴います臨時職員の賃金21万5,000円の追加と、備品購入費ということで中学校の吹奏楽部、クラリネット、サクソフォンほかで、全部で4種類のものを4台購入するということでございます。うち、財源のその他で、思いやり基金50万円をここに繰り入れるものでございます。

10款4項2目公民館費、補正額12万1,000円の追加。文化の香り立つ活動事業ということでござ

います。山路ふみ子文化財団の映画上映会の開催諸費ということで、文具費で11万1,000円と新聞折込料、啓発チラシの折り込みの10万円を追加するものでございます。

以上、1億1,279万6,000円を追加するものでございます。お認めをお願いします。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩として、2時45分から再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、続けてお願いします。

○村民課長（今井義尚君）

それでは続きまして、議案第49号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億236万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月16日提出、東白川村長。

次のページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読説明を省略いたしまして、説明資料の7ページで説明いたしたいと思っております。

2. 歳入。

10款1項1目繰越金、補正額6万円。前年度繰越金といたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費で補正額6万円。これは人事異動に伴いまして、給料、職員手当、共済費それぞれ増額補正となるものです。

議案第50号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,429万1,000万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月16日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページの簡易水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読説明を省略させていただきます、7ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額が19万1,000円。これは一般会計からの繰入金で、運営費分の減額196万9,000円とその他の繰入金、これはエコトピア住宅関連ですが216万円ということでございます。

次に、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が196万9,000円の減。これは一般管理費としまして、人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額が216万円。これは工事請負費ということでエコトピア住宅の取り付け道路つけかえ工事に伴います配水管の布設がえ工事でございます。

続きまして、議案第51号 平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成27年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,498万4,000万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月16日提出、東白川村長。

2ページの歳入歳出予算補正と5ページの下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読説明を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額が8万4,000円。前年度繰越金でございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が8万4,000円。これも一般管理費としまして、人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○診療所事務局長（安江良浩君）

議案第52号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,122万1,000万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年6月16日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表と5ページ、6ページの補正予算の事項別明細書を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明させていただきます。

1款2項1目老健収益43万2,000円の追加。ここは処遇改善加算の見直しに伴う増額分でございます。

続きまして、6款1項1目繰越金、前年度繰越金として38万5,000円の減でございます。

8款1項1目指定寄附金28万円、診療所の施設整備の指定寄附金として村雲和裕様ほか3名の方

から御寄附をいただいております。

続きまして、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費21万9,000円の減でございます。ここは2 節の給料から4 節の共済費までの人件費でございます。ここは、今まで局長の人件費をここで見ておりましたが、ここについては次長、局長につきましては保健衛生費のということで、一般会計で見るということでその差額分についての補正でございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目の一般管理費20万8,000円の追加でございます。内訳としまして、職員手当のところでは3万5,000円の減、ここににつきましては職員手当のところでは寒冷地手当が当初で見えてございませんでしたので、56万2,000円の追加。それから退職手当組合の負担金でございますが、県から派遣していただいております自治医大卒の阪先生の退職手当組合負担金でございます。ここは地方職員共済組合は村で、退職手当組合は県で持つということで59万7,000円の減となっております。続きまして、賃金の24万3,000円の追加につきましては、介護職員の賃金でございます。条例のほうで御提案させていただいております処遇改善手当の引き上げに伴う賃金の増でございます。

続きまして、2 款 1 項 2 目の医療管理費5万8,000円の追加でございます。ここは使用料及び賃借料で医療機器リース料でございます。ここは、自動白血球分析装置でございますが、今月6月がリース満了となります。引き続き再リースで同じ機器を利用するというので1年分のリース料でございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目基金積立金28万円、基金の積立金ということで28万円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

議案第48号の一般会計の補正予算についてお伺いしたいと思います。

ページで言いますと15ページ、一般会計の総務費のところ、地域情報化事業費ということでFM告知放送のところ、以前、全協のときに私質問させていただいて、前の係長の説明だったと思うんですが、備品を購入して職員で取りつけるというようなお話があつて、備品だったのかなあというような解釈をしておるんですが、これが今度工事費として出るということは、取り付けについても業者に任せるという形になるのかなというふうに思うんですが、事業費が一緒というのもちょっと解せないですし、この点について説明をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

この件につきましては、まず備品購入費1,663万2,000円は当初予算に計上させていただいた金額を予算額として、告知放送端末設置工事費ということで名称を変えさせていただいております。今回この備品購入分も含めて一括で実施設計書をつくって施行何をして指名競争入札にしたいということで、競争原理を働くようなふうにして少しでも価格の節約ができないか、いいものが整備できないかというふうな目的でさせていただくもので、経費の積み上げについては、今ここに出ているのは予算額ということで、これから実施設計のほうに入って数量・金額等を明確にして正しい金額を出していく、そういうような段取りで予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

一般会計の24ページでございますけれども、エコトピア住宅の道路のつけかえ工事の件でございますけど、この事業そのものに私はどうこう言うつもりはございませんけれども、今後こうした村民の税金が多額に利用されることが出てくると大変都合が悪いということで、今後も住宅等の購入、あるいは山林等の購入につきましても細心の注意を払っていただき、二度とこのような税金を投入することのないように、一つ村長のほうからお考えをいただきたいと思いますが。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回の工事につきましては、昨年説明したように完済するというところで再度登記等の図面を確認したところ、こういう事情になっておったということで大変申しわけないことでございます。おっしゃったとおり、今後こういう事務の遺漏がないように、きちっと事務を進めたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

1番 今井美和さん。

○1番（今井美和君）

一般会計の26ページ、新土木CADシステムライセンス料で16万2,000円あるんですけども、これは全額村負担というか、個人負担はないということでいいんでしょうか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（小池 毅君）

このシステム料ですけれども、CADシステムのソフトはパソコンの中に入っておりますけれども、そのソフトを使うための鍵のようなものでございまして、これがないとそのソフトを使えない

というものでございまして、これも登録制になっておりまして、1人技術者として使えるように追加するもので、業務上のソフトということで個人負担は特にありません。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

23ページの村有林の購入事業の中で、11.88ヘクタールですか、立木もあるということでお聞きしまして、村有林の面積もふえるわけですが、値段はともかく立木ということではどれぐらいの、今切ってもすぐある程度金になる立木もあるのか、もう少し具体的にちょっとどれぐらいの立木もあってということもお聞きをしたいし、もう1点は観光事業で東白川村観光協会のアユの放流をするということで、いいことだなあ、観光事業でこういったことは今までなかったことで、交流人口のためにもふえるかという期待も持てるわけですが、何せ公の川ですので、一番川ということになると、ここのもとには飛騨川漁業組合ですので、こういったところも少しぐらいは、こういった誘客に対して負担をというか協力金といったことも、今後もこういうことは1年限りじゃなしに続けてほしいということと呼びかけて、行政のほうからもちょっと話しかけてもらいたいかなあと思いますけれども、その2点。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

今、6番議員さんの質問の親田の村有林買収の件ですが、現地を調べまして、立ち木等の調査を済ませております。40年生という杉、ヒノキといったものがあります。また、50年生のヒノキといったものもありまして、間伐、それから強度の間伐といったことで、かなり伐採できる木があるようです。また大変なだらかな地形で、作業道をつけようと思ってもそんなにお金のかからないということで、将来的な利用についてもかなり恵まれた土地だというふうに思っておりますので、大変有効に活用させていただきたいなあというふうに思っております。

それから2つ目の質問で、観光事業のアユの放流ですが、専用区のほうへ2回目の放流をしてアユのお客さん呼びたいということで、時期が過ぎますと、アユかけのお客さんが少なくなって寂しくなるということで進めていきたいということでもありますけれども、漁業組合のほうへも今後協力を求めるようにお話をしながら、この話が一過性でないように進めていきたいというふうに思います。

○議長（服田順次君）

ほかにありますか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計総務費、15ページになります。東白川村無線LAN環境整備事業についてなんですが、この総額が約480万に対して国庫支出金が210万になっています。これ当初からこんな割合だったのか、もう少し国庫割合が多かった事業でスタートを始めていったはずなのに、自己財源比率が何かぐっと上がってきていますが、この辺についてのちゃんとした説明はありますか。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

御質問の件ですが、補助対象経費と補助対象外経費がございまして、対象外経費で27万円ほど発生しておりますので、その分が除かれますので、割合的にはこういったことになるということで御了解いただきたいと思えます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者あり]

1番 今井美和さん。

○1番（今井美和君）

一般会計の13ページ、薬剤等処分手数料55万1,000円とあるんですけど、さっき流れるような説明だったので聞き逃しましたが、村民センターに薬剤が置いてあってそれを処分する費用だと言われましたが、55万1,000円、何が余って処分しなきゃいけなかったのか。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

申しわけございません。手数料で薬剤等処分手数料、村民センター、教育委員会の隣と旧の林業研修室の間に土壌診断室というところがございます。ここに昭和50年から使用しておりました薬剤等が残っておりまして、それが古くなっておるということもあって専門業者でないと処分できないもので、その点数が110点ほどございます。この見積もりによりますと、これを処分するのに42万7,000円ほどかかるということでございます。あわせて保健センターのほうにも21点ほどございます。そちらの処分費が12万4,000円ほどかかるということで、55万1,000円ほど今回出させておっていただきます。以前には学校等でもこういったことが一例としてございました。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

そういうものが、普通に薬剤が村民センターに置いていてもよかったということでしょうか。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

専門の土壤診断等に使用するというので、近年、使用期限も過ぎておったということで処分できずにおったものを、今回事務所の整理もございまして、追われまして処分することが必要になったということで、今回補正予算で出させておっていただくものでございます。

○議長（服田順次君）

参事 松岡君。

○参事（松岡安幸君）

土壤診断室につきましては、個別の独立した部屋で鍵もかえるところでございます。一般の方が持ち出すとか、危険な目に遭うところではございませんで、今までそこで保管をさせていただきました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者あり]

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

例によって鳥獣害のことについて、ちょっと村長に今後のこともありますのでお聞きしたいと思うんですが、昨年、一昨年、西洞と日向のほうで、これは県のモデル事業ということで500メートルほどネットを張られたわけですが、今年度は多分県のほうではなくて村単で500メートル、日向のほうをやられるということなんですが、これは特に日向のほうは全長大体、加子母境まで行くと、ほぼ4キロ近くなるということで、ただこれはイノシシの対策というふうには書いてあるんですが、恐らく鹿もほかにも含まれるということでしょうが、これは県のほうの見通しはどうかということと、やはりそれを始めていくと、全村を、そうした各集落も今後は対策をとっていかなければならないということになると思いますが、集落によっては、いわゆる協定集落のお金でイノシシの捕獲おりを購入したり、そういったところもありますが、その辺の今後の対策としてどのように考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

当然、県から多少なりともそうした補助があっても、恐らく村単でこうした対策はやっていかなければならないと思っておりますので、将来的に向けて考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回補正をお願いしました日向地区については、先般御説明をちょっとさせていただいたように、1年間でやってしまいたいという御要望でしたが、国の補助金の額が、これは配分ですので、距離的に短くなってきたということで、2年間でやっていただくようお願いをさせていただいて、その差額の部分だけ56万円ほど今回村単補正という形でございます。全村をこういった形でやっていくの

は、やれるところはやるべきだろうというふうに私も考えておりますが、労力は全て地元ということで、なかなかすぐには取り組めないところもあるかと思えます。できる限り国及び県の対策費を上手に使うことで距離を延ばしていきたいというふうに考えます。なかなか西洞でモデルでやりましたのも、実はイノシシに破られるということになって、県のほうもちょっとショックであったということですが、強靱なワイヤーの入ったものにかえて実施をしていくということになるかと思えますが、いずれにしても鳥獣害対策は、これから永遠と人間界と鳥獣界との戦いになるということではやれませんので、有利な財源を確保しがてら順番にやっていきたいというふうに思います。

こういった柵をつくることだけでなく、この前もちょっと説明しましたように、猟友会のほうの対策等もとっていただいたり、これは将来的なことですが、この間、ICTのモデル事業の中に1つありまして、ICTを活用して、獣が入ってきたときに光とか音とかで逃がすというか、追うというようなことをやるシステムもモデルとしては出てきたということで、今後研究もしていきたいなあと考えております。こういったものと、余り皆さん方の労力をかけずにやれるのではないかと、一度機会があったら視察に行ってきたいなあと、これは塩尻でやられたという事例がございましたが、実は先般新聞で、これを岐阜県内で取り入れてやるところも出てきたみたいで、近いところであれば余計見に行きやすいかなあと、そういうことで先進的な技術も入れながら鳥獣害対策はやっていきたいなあと考えております。

○議長（服田順次君）

ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

一般林業振興で尾根筋伐採を県の森林環境税が不採択になったということで、村単に切りかえられてやられるということは、この事業そのものは推進してもらいたいとは思いますが、こういった県が不採択になって村単に切りかえると、今度また県のほうは、村は村単でできるんじゃないかというふうにもなる可能性もあるし、そうかといって、ある一方では、県単がもらえなかったから、ぜひ県単事業で来年にはぜひつけて、それを待っていますとかいうぐらいのことで、その辺の駆け引きというか、その辺のあれはどうしても緊急性を要するので、村もやれるとは思いますが、村ができるものは村がやってくれということになるやもしれんと、その辺をちょっと心配しておるわけですが、その辺の見解をお聞かせ願えればと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回、県が不採択になったことについては、私もかなり可茂農林事務所のほうへ異議を申し立ててまいりました。というのは、ヒアリングを済ませて、しかも3月の定例会が済んだ後に不採択と。

これでは議会に対して説明ができません、地元に対して説明ができませんとってかなり粘ったんですが、本庁のほうの裁定ということでそこまで届きませんでしたので、課題として残しておりました、どこかで、言葉は悪いですが、借りは返していただきたいと思っておりますが、あの事業自体は水源税の事業で、県としては私どもの提案しておる尾根筋伐採というのはポテンシャルが非常にちょっと低めのところで、実は木育事業ですとか、新たな木を使った産業を生かすというような事業についてはことしも採択されておるわけです。ところが、尾根筋で日障木を切っていくというのは、この前も御説明したように、間伐材の補助金を入れたところとかというのはやってはいかん。当然ですわね、木を育てるための補助金を入れておいて木は切るというのは、ちょっと矛盾ですよということがあって多分順番的には低くなったということで、しかし、一度は認めて補助金がついておるわけですので、そのところは県へそれはおかしいんじゃないかというお話はさせていただいております、ただ今回村単で見ましたのは、お約束も地域の中ですてありますし、順番にやっていくよという方針を私も出しておりましたので、できる限り一般財源の少なくて済むところをまずやって、この後、説明会等もありますので、この水源税の環境税について引き続き要望していきますので、御心配はよくわかりますが、もしこの環境税がだめなら、ほかの事業でこういったことを組み立てていってもらふようなことをしないと、今の尾根筋伐採事業というのはかなり大きなお金がかかっていく事業ですので、その次の財源を探すことも視野に入れて交渉してまいりたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

農林水産業費、21ページの最後の公園化構想推進事業についてちょっとお伺いしますが、これについては特段中身については問題ないんですが、こういう公園の維持につきましては、最近までは地元でずうっとやっております、地元のほうからもなかなかお金をかけることに関しては、地元の負担に対して理解する、しないということでずうっと検討してまいりました。それで今回、村長が割と村のほうの責任でいろいろやってくれるということをやっていたおかげで、このような形でどんどん進んでいく状態にはなりました。残念ながら、そのことは実は地元議員として僕が宣伝すればいいと言いながらも、どうしても全員の方に周知するところまでに至っておりません。それで現場のほうでは、実は急にまたこういう事例を始めたけれども、いいのかいいのかという不安の声が逆に上がってきてしまっているという矛盾した結果になっています。

そこで、このような事業をやられるときに、今までは看板塗りにお金をかけるのはちょっとナンセンスかと思っていたんですが、やっぱり税金を使っているときに、住民にこの工事は一体どんな工事なのか。どんな財源を持って工事しているのかということを周知するというのも、住民の安心感につながるんだということを今回勉強させていただきましたので、今後このような村単なので、

ちょっとでも節約したいという気持ちが今まであった僕の中の反対の意見として、村単であろうとも、看板等をきちんと設置して周知していくような方向ということを考えていただけないかと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口章久君）

今、3番議員の指摘のように、例えば土木のほうですと、しっかりした看板を立てて、何をやっておって誰が責任者でどういうふうになるんやという看板を立てます。それで、今回の公園の工事につきましても、今業者へ指示をしまして、簡単な看板でいいので、どういう内容の工事をしてどういうふうになるんやということをつけてくれというふうにお願いしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

御指摘の趣旨はよくわかっておりますし、CATVの番組の編成会議の中でも、こういう工事ができたときに、完成したことを、例えば五加の人はすぐにわからないということもあるので、できる限りでございますけれども、各課から上げて、完成したからちょっと映して、こういう工事、こういうふうに整備されたよというのを村民の皆さんに知っていただく、こういう努力も続けていきたいというふうにしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第52号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第52号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算

(第2号)までの7件については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第18、議案第53号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第53号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年6月16日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、庁内ネットワーク機器、数量、一式、設置場所、東白川村神土平地内（東白川村役場庁舎内）。2. 取得の目的、既設機器の老朽化に伴う更新取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,402万7,040円。5. 購入先、岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地の4、株式会社インフォファーム。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。一番最終ページになります。

庁内ネットワーク更新事業の概要ということで、1. 事業の目的、既存機器が導入から5年を経過し、機器保守の継続ができなくなるため更新整備するもので、整備方針は、基本的に現状機能の維持を目的として更新すると。

更新機器の概要につきましては、ネットワーク管理サーバー1台、グループウェアサーバー1台、インターネット公開サーバー1台、文書ファイルサーバー1台、学校用文書ファイルサーバー1台、インターネット監視サーバー1台、ファイアウォール1台、ネットワーク接続ハードディスクでバックアップ用のもの1式と、ディスプレイの周辺機器1式、無停電電源装置1式、ネットワーク機器（L3スイッチ、ルーター）1式でございます。

完成期限を27年9月30日を目処に契約議決をいただきまして、着工したいと思っておりますので、御承認をお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回は予算的な認めとは別に、この11ページにあります詳細説明の中にある言葉の「5年を経過し」という言葉と、「現状機能の維持を目的とし」というのが単純なこの事業の方向性を示していると思いますが、ここでちょっと御質問というか今後の提言なんですけど、具体的には、この場合で言いますと、機器更新ですと3番目のインターネット公開サーバーというのがあります。これは

5年前ですと、自社で持っていることにも一定の意味というかアドバンテージがあったんですが、元来、このインターネット公開サーバーは、こういう庁舎内で持つよりもグローバルなところに持っているほうが、今では費用対効果の場合でいうと高くなっています。簡単に説明しますと、今ですと庁内LANの中にあることで更新がスムーズにいき、公開するということが得だったことが、今ネットワークのスピードが上がってきましたので、特に庁内の中にサーバーがなくても更新等がスムーズに行われるようになってきています。そのかわりに庁内にサーバーを置きますと、例えば5年というサイクルの中で追いついていかなかったり、それから更新等に必要以上にお金がかかってしまう可能性があります。そこで、最初の事業の目的に戻りまして、「5年を経過し」というところはポイントとしましても、「現状機能の維持を目的とし」という方向性でいくと、どうしてもこういう日々進歩のあるものについては、「現状機能の維持を目的とし」という文章のために、かえって選択を誤る可能性が出てくると思いますので、また5年後等に更新の時期が来ましたら、もう一回ゼロベースで考え直すぐらいの考え方をぜひ導入していただきたいということと、今結果的にこのようなことを本当にそういうことを考えて提出されたかということ、質問の言い方を変えておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

まず「5年を経過し」ですが、サーバーについては保守5年というのが大体の流れになっておりますので、5年で更新ということになります。「現状機能の維持」というのは、機器の現状の意味ではなくて、使うほう側の機能としての機能の維持という意味でございますので、メールですとかブログや予定表ですとか、施設予約ですとか、そういった機能を引き継ぐと。同じだけのレベルということで、ホームページの公開につきましても、今のレベルのホームページの運用はできるよというものを機器的に整備したいというものでございますので、前の美道議員のホームページのグレードアップには今回の機器は対応しておりませんので、その辺はまたICTの事業等で検討していくことになると思いますけど、今回のところには間に合いませんでしたので、前と同じレベルでということになります。

アウトソースのことも検討したかということですが、今のところしようがないというところとちよっとあれなんですけれども、これからICTのほうで検討が始まるということでしたので、とりあえず現状維持ということで今回は計上させていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第19、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成27年6月16日、東白川村議会議長 服田順次様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち、次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出いたします。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. その他議会運営上必要と認められる事項、6. 議長の諮問事項に関する調査について。以上を申し出いたします。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後3時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員